

平成 2 3 年第 3 回御代田町議会定例会 議事日程（第 1 号）

平成 2 3 年 9 月 2 日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
議案上程
- 日程第 5 議案第 6 8 号 佐久広域連合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 6 9 号 御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を制定する
条例案について
- 日程第 7 議案第 7 0 号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 7 1 号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例を制定す
る条例案について
- 日程第 9 議案第 7 2 号 御代田町営水道委員会条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 7 4 号 平成 2 2 年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 2 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 5 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

- 日程第 17 議案第 80 号 平成 22 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 81 号 平成 22 年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 82 号 平成 22 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 83 号 平成 22 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 84 号 平成 22 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 85 号 平成 22 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 86 号 平成 23 年度御代田町一般会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 87 号 平成 23 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 25 議案第 88 号 平成 23 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 26 議案第 89 号 平成 23 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 27 議案第 90 号 平成 23 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 28 議案第 91 号 平成 23 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 29 議案第 92 号 平成 23 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 30 議案第 93 号 平成 23 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 31 議案第 94 号 平成 23 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

日程第 3 2 平成 2 2 年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

日程第 3 3 請願第 6 号 消費税増税に反対する請願

日程第 3 4 請願第 7 号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願

平成 2 3 年 第 3 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 3 年 9 月 2 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 3 年 9 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 3 年 9 月 1 2 日	午後 0 時 0 0 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 3 年 9 月 2 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 3 年 9 月 2 日	午後 4 時 1 5 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 市 村 千 恵 子
	1 3 番 内 堀 恵 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	教 育 長	高 山 佐 喜 男
総 務 課 長	荻 原 眞 一	会 計 管 理 者	重 田 勝 嘉
税 務 課 長	山 本 邦 重	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
町 民 課 長	尾 台 清 注	教 育 次 長	荻 原 正
産 業 経 済 課 長	清 水 成 信	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
消 防 課 長	重 田 勝 彦	建 設 課 長	荻 原 浩
町 民 課 長 補 佐 兼 子 ども 係 長	内 堀 悦 子		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回定例会会議録

平成 23 年 9 月 2 日（金）

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（柳澤 治君） あらためまして、おはようございます。

これより、平成 23 年第 3 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 23 年 9 月 2 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 27 件、報告 1 件が提出されてい
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配布した請願文書表のとおり、請願 2 件が提出され、受理し
ました。

4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般通告質問者は、古越日里議員他 6 名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの
で、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（柳澤 治君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） おはようございます。

それでは報告いたします。

去る8月25日、午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、平成23年第3回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討しましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、事件案1件、条例案4件、決算の認定13件、予算案9件、報告1件、計28件であります。

6月定例会以後提出された請願は2件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より9月12日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

15ページをお開きください。

平成23年第3回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	9 月 2 日	金曜日	午前10時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑

					議案の委員会付託
第 2 日目	9 月 3 日	土曜日			議案調査
第 3 日目	9 月 4 日	日曜日			議案調査
第 4 日目	9 月 5 日	月曜日	午前 10 時		一般質問
第 5 日目	9 月 6 日	火曜日	午前 10 時		一般質問
第 6 日目	9 月 7 日	水曜日	午前 10 時		常任委員会
第 7 日目	9 月 8 日	木曜日	午前 10 時		常任委員会
第 8 日目	9 月 9 日	金曜日	午前 10 時		全員協議会
第 9 日目	9 月 10 日	土曜日			休会
第 10 日目	9 月 11 日	日曜日			休会
第 11 日目	9 月 12 日	月曜日	午前 10 時		委員長報告
					質疑・討論・採決
					閉会

続きまして各常任委員会、全員協議会の会場、時間についてご報告いたします。
次の 16 ページをお開きください。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

9 月 7 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

9 月 8 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

9 月 7 日 水曜日 午前 10 時 議場

9 月 8 日 木曜日 午前 10 時 議場

全員協議会開催日程

9 月 9 日 金曜日 午前 10 時 大会議室

であります。報告は以上です。

○議長（柳澤 治君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 9 月 12 日までの 11 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より9月12日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（柳澤 治君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

11番 市村千恵子議員

13番 内堀恵人議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、9月定例議会にご出席をいただき、議会が開会できますことに、厚く感謝を申し上げます。

まず最初に、東日本大震災における御代田町の救援対応につきまして、報告をさせていただきます。

町では、3月13日に救援本部を設置し、救援募金、救援物資、被災者の受け入れ支援などに取り組んできましたが、6月議会以降の状況について、報告させていただきます。

救援募金につきましては、各区を通じた募金や、会社・団体・学校単位、個人の皆さまから、8月31日現在で、総額1,039万円を超える善意を寄せていただきました。大勢の皆さまの温かなご支援とご協力に対しまして、心から感謝申し上げます。お預かりいたしました救援募金は、1,011万円余を日本赤十字社へ、28万円を栄村へ、それぞれ送金させていただきました。

また救援物資では、被災市町村からの要請を受けて、避難所での暑さ対策として、岩手県九戸郡野田村の災害対策本部に扇風機5台を送らせていただきました。

町では、引き続き被災者支援のための募金を受け付けています。被災地の一日も早い復興を願い、今後におきましても大勢の皆さまの温かいご支援をいただきます

よう、お願いを申し上げます。

被災者の受け入れにつきましては、現在、2世帯3名の皆さまが福島県から避難されています。町では、この8月1日から31日までの1カ月間、県からの呼びかけを受け、子どもの夏休みなどを利用して、福島県から一時避難される皆さまの短期受け入れを行いました。今回の支援では、一里塚区内にある旧ペンションの所有者にご協力をいただき、町が借り上げて受け入れを行いました。福島県からは3家族延べ14名の皆さまが訪れ、無料宿泊施設として利用をいただきました。訪れた皆さまは、放射能のことを気にかけることなく、屋外で子どもたちを遊ばせたり、近隣地での観光を楽しまれるなど、短期間ではありましたが、ゆっくりと過ごされ、大変喜ばれてお帰りになりました。

町職員の被災地への応援派遣につきましては、町村会を通じた被災市町村からの要請や、長野県を通じた厚生労働省の保健師等の派遣要請に対し、それぞれ派遣の申し出を行いましたが、派遣先との調整が整わなかったことなどにより、それぞれ次回以降に見送る結果となりました。また、技術専門職など1年以上の長期にわたる派遣の要請がありましたが、当町の職員体制では対応できないことから、見送る結果となりました。

しかしながら、被災地の一日も早い復興を願い、御代田町でも取組み可能な支援策として、災害ボランティア活動を職員研修として行うこととし、第一次として、8月22日から26日にかけて、岩手県上閉伊郡大槌町に職員6名を派遣しました。現地では、研修参加者6名が、一日も早い復興に少しでもお手伝いできればとの思いを胸に、大槌町安堵地区において、津波で押し流された住宅の基礎周辺に残った瓦礫の撤去や側溝の泥だし作業を3日間行ってきました。被災地の復興には今後も多くの時間と支援を必要としていることから、引き続き災害ボランティア派遣研修など、御代田町でも取組み可能な支援策を講じていくことを考えています。

福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響につきましては、発生から5カ月を経過した現在においても、連日全国各地の幾つもの品目の検査結果が報道されております。

当町の上水道への影響につきましては、去る8月4日に寺沢水源池及び蟻ヶ沢水源池の二ヶ所の原水及び上水、計4検体について、2回目の検査を日本食品分析センターに依頼したところ、放射性ヨウ素、セシウムのいずれも検出されませんでした。

た。この検査結果につきましては、町のホームページやオフトーク放送で、既にお知らせしております。また、御代田浄化管理センターの下水道汚泥につきましては、去る8月22日に2回目の検査を食品環境検査協会に依頼し、こちらも放射性ヨウ素、セシウムの内いずれも検出されませんでした。

今後につきましては、おおむね3カ月ごとに定期的な検査を依頼していく予定であります。なお、長野市、松本市、小諸市などで毎日空間の放射線量が観測されておりますので、その数値や佐久水道企業団の2週間ごとの検査結果に注目して、万が一大きな増加がありましたら、即時に検査を行うことと考えています。

農業関係では、農作物への放射能汚染ですが、県は3月下旬以降、農産物の出荷開始時期に合わせ、御代田町も含め、県下でサンプルを採取し、放射性物質が含まれるか調査を行ってきました。サンプル調査の結果につきましては、検査を実施した野菜、果物等については、御代田町で採取されたレタス、サニーレタスも含め、すべてのサンプルについて、放射性物質は検出されませんでした。その結果は町でもホームページ等で公表をしてきました。こうした取組みにより、長野県産の野菜等の安全性に関する情報を発信し、消費者の信頼を維持することができたものと考えています。これから収穫を迎える米についても、全市町村でサンプルを採取し、検査を実施することになっています。

御代田町では、9月20日ごろにサンプル採取を行い、検査結果は10月初めに公表する予定です。既に生産者の皆さまには、公表以前の米の販売等の自粛をお願いをしているところであります。

次に、佐久市を中心とする新クリーンセンター建設計画の進捗状況について報告します。

議会の皆さまにもご協力をいただき、7月23日御代田地区、24日伍賀地区、29日小沼地区、更には8月4日児玉区にて、御代田町のごみ処理方針及び考え方についての説明会を行いました。お蔭さまをもちまして、建設候補地である佐久市平根地区上舟ヶ沢棚畑についてご理解をいただくとともに、佐久地域に1つの焼却場の建設が望ましいという町の方針に基づき、佐久市を中心としたごみ焼却施設の建設計画に一部事務組合の一員として加入し、佐久地域全体での処理の実現に向けて積極的に取り組みたいとの考えをご理解をいただきました。大変ありがとうございました。このことは、御代田町議会と町とが一体となって協力し、佐久市を中

心とする新施設の建設を実現していくことについて、町民の皆さまが評価され、理解をいただけたものと考えています。また、これに引き続き、整備概要の説明会を佐久市に職員派遣を要請し、行うこととなります。この概要説明会につきましては、関係区及び希望される区については、個別に対応することを確認いただいておりますが、そのほかに全町民を対象として行うこととしております。既に8月27日、面替区と児玉区で開催し、これから9月9日伍賀地区を対象としてJA伍賀支所で、9月21日『エコールみよた』で、全区域を対象として説明会を行うこととなります。面替区と児玉区での説明会では、今後環境影響調査、いわゆる環境アセスにおける方法書の作成に着手し、調査内容を取りまとめた段階で住民説明会を実施する旨を説明し、出席された皆さまにはおおむねご理解をいただきました。環境アセスを行うことは、地域に与える影響を科学的見地から予測・評価することとなり、関係住民の皆さまのご意見をお聞きすることでもあります。そのため、これらの説明会でも同様にご理解いただけるよう、全力を尽くしてまいりたいと思います。今後とも議員の皆さま方には絶大なるご協力をお願いするところです。

なお、町としましては、佐久市を中心とする新施設建設の成功に向けて、全力を挙げて取り組むことを中心課題としております。そのうえで、町の方針として掲げてありました佐久クリーンセンターへの委託処理につきましては、現状からみまして佐久市に要望すべき状況にはないと判断させていただきまして、佐久クリーンセンターでの委託処理の方針につきましては、いまの段階では方針を棚上げとさせていただきます。この方針につきましては、実現の可能性が見えてきた段階において取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

さて、本定例会に提案をさせていただきます案件は、事件案1件、条例案4件、平成22年度一般会計と12の特別会計の決算認定13件、平成23年度一般会計と特別会計8件の補正予算案9件、報告事項1件の、計28件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

まず、事件案であります。成年後見支援センターの設置に向けた事業を進めるとともに、佐久市が代表市町村として平成19年4月から運営している、佐久障害者相談支援センターの広域連合への移管に向けた事業を進め、平成24年4月から、これら2つのセンターを一体的に運営するための佐久広域連合規約の変更につい

て、議会の議決をお願いするものです。

条例案4件につきましては、1件目として、現在協定締結に向けて策定作業を進めている佐久地域定住自立圏形成協定の締結または変更すること、及び協定の廃止を求める旨の通告に関して、地方自治法の規定により定める議会の議決すべき事件とするため、御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定をお願いするものです。

2件目の御代田町町税条例等の一部を改正する条例案につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、寄附金税額控除対象に特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉に寄与する寄附金として条例で定めるものを追加し、税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるなどの改正を行うものです。

3件目の御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例案は、高齢者と地域住民の世代間交流及び高齢者の介護予防を行える場として、厚生労働省の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金を受け実施している世代間交流施設の建設に伴い、今回は完成に向けて事業が進んでいる広戸区と一里塚区の施設について、施設の設置及び管理を必要とするため、新たに制定するものです。

4件目の御代田町町営水道委員会条例の一部を改正する条例案につきましては、現在6名で組織している委員会について、2つの簡易水道の統合を検討するうえで、給水区域内10区の代表者を委員に委嘱するため、10名以内と委員数を改めるものです。

平成22年度一般会計の決算認定につきましては、歳入総額は78億9,534万円で、前年度に比べて7億486万円、9.8%の増となりました。これは中学校の建て替え、共同調理場の建設や、まちづくり交付金の大型事業の実施に伴い、国庫支出金、町債が増額となったことによるものです。

歳出総額は、73億4,599万円で、前年度に比べ、6億3,393万円、9.4%の増となりました。これは中学校の建て替え、共同調理場の建設を始めとする普通建設事業費や、児童手当に代わり給付が始まった子ども手当等扶助費の増額によるものです。

以上、一般会計歳入歳出差引額から後年度の財政運営の健全化を図るため、財政

調整基金へ2億5,000万円の決算積立を行い、また、繰越明許により繰り越した財源を除いた1億9,926万円を、平成23年度へ繰り越しました。

特別会計におきましても、それぞれ12特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計同様、適正な運営に努めてまいりました。その結果、一般会計、特別会計ともに黒字決算となり、今議会において財政健全化法に基づく監査委員の審査に付した良好な比率を報告することができました。

次に平成23年度一般会計の補正予算であります。歳入歳出それぞれ、4億4,230万円を増額し、合計71億9,980万円とするものです。

歳入の主な内容は、前年度繰越金、普通交付税や町債のうち臨時財政対策債の額の確定による増額を計上しました。

歳出の主な内容は、緊急告知システム設置工事の入札差金による2億193万円の減額に対し、ほかのまちづくり交付金事業で実施している道路事業、塩野下藤塚地区の水路改良事業及び消防詰所の建設事業の増額をお願いをしました。このほか、平成22年度より繰越で事業実施してきました住宅リフォーム補助金と、新エネルギー補助金につきまして、大変好評をいただいておりますことから、予算が不足しております。引き続き事業を実施して、町民の皆さまの要望に応えるために住宅リフォーム補助金に1,000万円を追加し、新エネルギー導入奨励金に300万円の増額補正をお願いいたしました。

また、特別会計においても、前年度繰越金が確定したことなどにより、8会計で総額1億3,986万円の増額補正を計上させていただきました。

報告事項につきましては、平成22年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採択をお願い申し上げます。第3回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（柳澤 治君） これより、議案を上程いたしますが、場内大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

○議長（柳澤 治君） 日程第5 議案第68号 佐久広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第68号 佐久広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、佐久広域連合規約を別紙のとおり変更するというものであります。

この佐久広域連合規約の変更につきましては、介護保険制度と同時に創設されました成年後見制度のいっそうの利用促進を図るため、成年後見支援センターの設置に向けた事業を進めるとともに、障害者自立支援法の施行により相談支援事業等が市町村の必須事業となったことに伴いまして、佐久市が代表市町村として平成19年4月から運営しております佐久障害者相談支援センターの広域連合への移管に向けた事業を進め、平成24年4月からこれら2つのセンターを一体的に運営することによりまして、県内圏域内住民福祉の向上を図るための規約の一部改正について、地方自治法第291条の3第1項の規定により、組織市町村である当町に協議がありました。この協議につきましては、同じく地方自治法第291条の11の規定によりまして、組織市町村議会の議決を経なければならないことから、今回、議案として提出させていただいたものであります。

なお、これら2つのセンターの設置場所につきましては、佐久広域連合において検討されました結果、野沢会館1階の芸術文化多目的室を事務室として借りることとし、現在野沢会館を管理しております佐久市の文化振興課と協議をされているということでございます。

この芸術文化多目的室は、現在の佐久障害者相談支援センター及び佐久市障害者自立生活支援センターの隣の部屋であり、利用者が現在の場所で定着していることや、野沢会館は公的な建物であり、地域の皆さまに場所の周知がされていることから、設置場所として選定されたものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

佐久広域連合規約の一部を改正する規約（案）

佐久広域連合規約の一部を、次のように改正する。

第4条中第17号を第19号とし、14号から16号までを2号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の2号を加える。

（14）成年後見支援センターの設置及び運営に関する事務

（15）障害者相談支援センターの設置及び運営に関する事務

続きまして第5条中第17号を19号とし、第14号から第16号まで2号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の2号を加えるということで、14号として、成年後見支援センターの設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

15として、障害者相談支援センターの設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関することをそれぞれ追加するものであります。

なお、別表の方をちょっとご覧いただきたいのですが、5ページの方をご覧ください。処理事務として、一番下の欄になりますけれども、14号、先ほど申し上げた成年後見支援センターの設置及び運営に関する事務として、運営費として負担割合につきましては均等割20%、人口割80%。

それと次の6ページになりますけれども、15号として障害者相談支援センターの設置及び運営に関する事務の運営費につきましては、均等割20%、人口割80%として定めるものであります。

説明は以上であります。ご審議のうえ、お認めいただくよう、よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、ただちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第68号 佐久広域連合規約の変更については、原案のとおり決しました。

――日程第6 議案第69号 御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する

条例を制定する条例案について――

○議長(柳澤 治君) 日程第6 議案第69号 御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の17ページをお願いいたします。

議案第69号 御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を制定する条例案について

次のページ、18ページをお願いいたします。

御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例(案)

定住自立圏形成協定の締結又は変更をすること及び定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告をすることは、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件とする。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

制定の理由でございますけれども、定住自立圏の形成協定の締結又は変更及び同協定の廃止を求める旨の通告については、国の定住自立圏構想推進要綱により、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経ることとされているため、これを議会の議決すべき事件として定めようとするものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第7 議案第70号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案

について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第7 議案第70号 御代田町町税条例等の一部を改正する
条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本邦重税務課長。

(税務課長 山本邦重君 登壇)

○税務課長(山本邦重君) それでは、議案書の19ページをお願いします。

議案第70号について、ご説明をさせていただきます。

議案第70号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例等の一部を改正する条例案を、別紙のとおり提出する。

(発言する者あり)

申しわけございません。これは『等』を入れていただけますでしょうか。訂正を
お願いします。御代田町町税条例等の一部を改正する条例案についてでございま
す。すみません。

御代田町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。こちらは、
等についておりません。平成23年9月2日提出 御代田町長ということで、お願
いをします。

続いて20ページになります。ここが御代田町町税条例等の一部を改正する条例
(案)ということで、お願いをしていきたいと思えます。

この題目が正しいということで、よろしくをお願いします。

以下、条文、大分ありますので、条文については朗読は省略をさせていただきま
して、改正の要旨について申し上げます。

この改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制

の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、それから地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、6月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正条文については、改正内容が多くありますので、地方税法等の改正に伴う字句の修正、条項などの項ずれについては、説明を省略させていただき、主だった改正点について説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

改正内容についてですが、今回の町税条例等の一部改正は、町税条例それから町税条例の一部を改正する条例の複数の条例を改正するため、3条で構成されていますので、題名を『御代田町町税条例等の一部を改正する条例』としております。

20ページから26ページの第1条では、寄附金税額控除の適用対象に特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の推進に寄与する寄附金として、町税条例で定めるものを新たに追加します。現在のところ、町では、特定非営利活動法人の指定の予定はありませんが、県で指定される場合がありますので、条文、別表第2を盛り込んだ改正としております。

寄附金税額控除の適用下限額を改正前5,000円から2,000円に引き下げます。これは地方税法第341条の7第2項でうたわれているものであります。

控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合においては、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととしています。改正前は、県市町村に対する寄附金及び共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の記載がありましたが、改正後は、地方税法314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金として、記述をしております。

次に、租税罰則の見直しについてですが、社会経済状況の変化に対応し、税制への信頼のいっそうの向上を図る観点から、罰則等の引き上げを行います。

地方税法の主な改正では、税務職員の守秘義務に反する罰則等で現行『懲役2年以下又は罰金30万円以下』を、『懲役2年以下又は罰金100万円以下』に、申告書の不提出等の秩序犯に係る罰則等では、現行『20万円以下の罰金』を、『50万円以下の罰金』に、等々が改正されている部分であります。

また、故意の申告書等不提出による個脱犯に対する処罰規定の創設では、道府県民税、市町村民税が懲役5年以下又は500万円以下の罰金、地方たばこ税は懲役

5年以下又は50万円以下の罰金という創設がありました。それに合わせて、地方税法に連動するため、町税条例の改正も脱税犯に係る過料の引き上げ等の所要の見直しを行います。条文の中では、第26条第1項、第36条の4第1項、第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項、第107条第1項、第133条第1項中は、町民税、固定資産税、軽自動車税の納税管理人に係る不申告、申告書の不提出などに関する過料を、現行『3万円以下』を『10万円以下』に引き上げる改正です。

また、過料が規定されている税目と整合性をとるため、第100条の2、第105条の2及び第139条の2は、たばこ税、鉱産税等の申告書の不提出及び納税管理人に係る不申告等の秩序犯の罰則で『10万円以下の過料』の規定を設けるものです。

22ページにありますが、22ページ下段からの条例附則では、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例で『地方税法の定めにより計算した額』と改正しています。

附則第8条第1項中、肉用牛の売却事業所得の見直し、附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号、附則第17条の4第3項第2号、附則第18条第5項第2号、附則第19条第2項第2号、附則第19条の7第2項第2号中は、地方税法で読み替えるよう改正するため、『株式に係る配当所得、土地譲渡、先物取引等の所得に係る町民税の課税の特例の改正で、附則第7条の4の規定を削除するものです。

25ページ中段、別表を次のように改める、については、別表第1は、改正前と同じ区分であります。第34条の7第1項第1号関係で、町がそれぞれ指定した場合、アからコに区分してあります。現在のところ、指定している団体はありません。ここで今度新たに別表第2は今回の改正により追加するものです。第34条の7第1項第2号の関係で、特定非営利活動法人を町が指定した場合に、法人名等が条例改正により記載をされるようになります。

続いて27ページになります。27ページ第2条による町税条例の一部を改正する条例の一部改正では、平成20年御代田町条例第13号で一部改正した、附則第2条第6項中で『特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動に係る事業』を『特定非営利活動に関する寄附金』に改めるものです。同条附則10項、17項、

22項は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得の軽減税率、個人に対して支払う上場株式等の配当に係る配当割の軽減税率、源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の軽減税率の特例を2年間延長し、『平成25年12月31日』までとします。

中段になりますが、第3条による町税条例の一部を改正する条例の一部改正は、平成22年御代田町条例第8号で改正した、附則第1条第4項中、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日を、2年間延長し、『平成27年1月1日』までとします。

附則第2条第6項中は、適用規定を27年度に改めるものです。

その下が、ここから本条例の附則になります。今回の条例改正の附則で、施行期日、経過措置を定めるものであります。

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。以下、第1号から第4号まではそれぞれ定める日から施行するものであります。

続いて28ページ、第2条、上段の方にありますが、第2条では、町民税に関する経過措置。

下段になりますが、第3条は固定資産税に関する経過措置。

続いて29ページ、上段であります。第4条は町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置。

中段、第5条は罰則に関する経過措置。第6条は都市計画税に関する経過措置であります。

新条例についての読み替え規定、それぞれ定める日及び平成23年度以降について適用し、平成22年度まではなお従前の例によることとしております。

なお、27ページ第2条中の4行目及び29ページ附則4条中の3行目に、平成23年御代田町条例第、号の号数が空欄であります。これは今回の町税条例等の一部改正が公布された条例番号が入ります。議案議決後に入れますので、ご了解をお願いしたいと思います。

なお、30ページから62ページまでの新旧対照表については、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、議案第70号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案につきまして提案理由を申し上げます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願ひい

たします。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第8 議案第71号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に
関する条例を制定する条例案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第8 議案第71号 御代田町世代間交流施設設置及び管理
に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の63ページをお願いいたします。

議案第71号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例を制定する
条例案について、ご説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

少しミスプリントがございまして、ご訂正をお願いいたします。

第4条2項の一番後ろのところ「当該指定該指定」というふうになっています
ので、「指定該」の2項の行の一番後ろの指定から該までを削除をお願いしたいと
思います。当該指定管理者というふうにつながるように、誤植がございまして、大
変失礼いたしました。よろしいでしょうか。

それでは、条文をお読みいたします。

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、世代間交流施
設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとし
る。

(設置)

第2条 高齢者と地域住民が世代間交流を行える場及び高齢者が介護予防を行える場として、施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

一里塚地区世代間交流センター 御代田町大字馬瀬口1507番地145

広戸地区世代間交流センター 御代田町大字広戸559番地1

(指定管理者による管理の代行等)

第4条 町長は施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 施設及び設備器具の維持保全に関すること。

(2) その他管理に関し町長が必要と認める事項。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定は妨げない。

(補則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

先ほど、町長のあいさつの中にもございましたけれども、現在、厚生労働省の交付金を得て整備を進めております施設の設置と管理に関する条例を制定しようとするものでございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますよう、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第9 議案第72号 御代田町営水道委員会条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第9 議案第72号 御代田町営水道委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の65ページをお願いいたします。

議案第72号 御代田町営水道委員会条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出をいたします。

次のページでございます。

御代田町営水道委員会条例の一部を改正する条例（案）

御代田町営水道委員会条例（昭和39年御代田町条例第26号）の一部を、次のように改正する。

第3条中「6名」を「10名以内」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

こちらの改正の趣旨でございますが、現在の簡易水道の統合に関する問題がございます。これらの問題のご審議をいただくため、給水区域内の10区、区がございますが、その区長さんに住民代表として水道委員の委嘱をお願いしたいと考えております。現在の6名でございますと、委嘱をお願いする区、しない区の選定が非常に困難と考えております。以上の理由から、10名以内と改めたいと考えております。以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時54分)

(休憩)

(午前11時07分)

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第10 議案第73号 平成22年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第10 議案第73号 平成22年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の68ページをお願いいたします。

議案第73号 平成22年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

まず、決算書の6ページをお出しいただきたいと思います。6ページから14ページまで、歳入・歳出決算書の款項別集計表となっております。これが全体の集計表でございます。内容につきましては、資料番号1でご説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。それで概要がございますので、そのうえにおきましてこの決算書、もう一度お戻りいただきまして、410ページ、平成22年度決算に関する説明資料、次の1ページ、目次ということで1ページ、これをめくっていただきまして、次の2ページ、一般会計の概要ということで、概要についてここでご説明を申し上げます。

なお、ちょっと昨年と変わっておりますので、ここでそのことについてご説明をしておきます。昨年までは、普通会計ということで、普通会計と申しますのは、一般会計とそれから住宅新築資金の特別会計、それから小沼財産管理会の特別会計、この3つを合わせまして、普通会計ということになっておりまして、この普通会計ベースでこの決算書の一般概要ができておりましたけれども、一般会計の内容が主になりますので、一般会計ということで、の方がわかりやすいということで、今年

度から一般会計に特化をさせていただきましたので、ご了解をいただきたいと思
います。

それでは、1といたしまして、平成22年度決算総額、歳入。78億9,534
万1,000円。増額、増減で7億486万5,000円の増額であります。

歳出で73億4,599万6,000円。6億3,393万5,000円の昨年
と比較いたしまして増でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源、1億8万2,000円でございます、前年と比較
いたしまして4,637万4,000円の増でございます。

実質収支で、前年と比較いたしまして2,455万6,000円の増ございま
す。

平成22年度の決算総額につきましては、平成21年度より繰越明許により繰越
した5億7,112万4,000円を含んでおり、前年度に比べ、歳入で9.8%、
歳出は9.4%、それぞれ増加をいたしました。

歳入の主な増加要因は、前年度繰越金や減債基金繰入金の大幅な減額があつたも
の、2年目となった中学校の建て替え事業、まちづくり交付金事業により、国庫
支出金や町債の増額、町税の減収などから、地方交付税が大幅増額となったこと
によるものであります。

続きまして歳出ですけれども、主な増加要因は、21年度実施した繰上償還によ
る公債費や、同じく21年度に繰越して実施した定額給付金により、補助費が大幅
な減額となったが、それ以上に中学校の建て替え事業、まちづくり交付金事業等の
普通建設事業費や、児童手当に代わる子ども手当の新設による扶助費の増によるも
のであるということで、これが概要でございます。そして、2の歳入の状況、2
ページ、3ページ、それから4ページに行きまして、歳出の状況、6ページまでご
ざいますけれども、この内容につきましては、あとで読んでいただきたいと思いま
す。この概略について、資料番号1の一般会計の決算状況ということで、ご説明
を申し上げたいと思しますので、お出しいただきたいと思います。

まず、歳入です。

款1、町税。項1、町民税。22年度の決算額6億6,369万4,000円。
対前年比で8.0%の減であります。主な内容ですけれども、個人住民税というこ
とで、これが7,077万3,000円の減、10.9%の減であります。法人税

につきましては、1,289万3,000円の増ということで、17.2%の増であります。

続きまして項2、固定資産税。22年度の決算額12億5,209万5,000円。対前年比で0.2%の増であります。

項3、軽自動車税。22年度の決算額3,325万3,000円。対前年比1.8%の増ということで、台数が67台増加したというものでございます。

項4、たばこ税。22年度の決算額8,290万9,000円。対前年比で5.9%の増であります。たばこ税の増税等による増収でございます。

項6、入湯税。決算額で40万8,000円。対前年比で8.5%の増ということで、利用者の増によります。

項7、都市計画税。決算額1億2,322万3,000円。対前年比で2.3%の増ということで、固定資産税もそうなんですけれども、新築家屋の増でございます。

続きまして款2、地方譲与税。項1、自動車重量譲与税。決算額で5,248万1,000円。対前年比で6.0%の減であります。自動車重量税の減であります。

項2、地方揮発油譲与税。2,188万8,000円。対前年比で76.7%の増であります。理由ですけれども、地方道路譲与税から移行による増というものであります。

そして、項の番号がついておりませんが、地方道路譲与税。これは決算額で0と、皆減ということでありまして、この道路譲与税が地方揮発油譲与税の方に移行になったというものでございます。

款3、利子割交付金。項1、利子割交付金。決算額で717万5,000円。0.9%の減ということで、利子税の減によるものでございます。

款4、配当割交付金。項1、配当割交付金。180万7,000円。対前年比で3.6%の増であります。株式の配当の増であります。

款5、株式等譲渡所得割交付金。項も同じでございます。決算額で68万1,000円。対前年比で24.8%の減であります。株式譲渡所得の減によるものでございます。

款6、地方消費税交付金であります。決算額で1億4,136万3,000円あります。対前年比で0.2%の減ということで、ほぼ前年並みでございます。

款 7、ゴルフ場利用税交付金であります。決算額で1,992万6,000円。7.2%の増であります。ゴルフ場利用者の増というものであります。

款 8、自動車取得税交付金です。決算額で1,655万1,000円。10.3%の減であります。自動車取得税の減でございます。

款 9、地方特例交付金。項 1、地方特例交付金。決算額で2,498万2,000円。21.8%の増であります。内容ですけれども、子ども手当等の特例交付金ということで、409万9,000円が減額。それと比しまして、減収補てん特例交付金が37万3,000円の増でございます。

続きまして特別交付金。これにつきましては、皆減でございます。

款 10、地方交付税。項 1、地方交付税。決算額で14億1,966万6,000円です。普通交付税で2億3,964万円の増。それから特別交付税で5,426万9,000円の増であります。これはこれだけ増になった理由ですけれども、交付税全体の枠が増えたというものと、法人税が交付税の算出基準財政収入額として減っているということで、普通交付税が増になっております。それから特別交付税がこれだけ増えておりますけれども、これにつきましては、いわゆる企業への還付ですけれども、これが増になったということでございまして、この分の補てんいたしまして、特交が増えているという内容のものでございます。

続きまして11の交通安全対策特別交付金です。決算額で178万4,000円です。対前年比で10.9%の減。交通反則金の減でございます。

続きまして2ページをお願いいたします。

款 12、分担金及び負担金。項 1、負担金。決算額で1億152万5,000円です。対前年比で353.9%の増であります。主な理由ですけれども、保育料の科目変更による8,662万4,000円の増というものでございまして、保育料については、使用料ということでずっとやってきたわけですけれども、正しいのが負担金であるということで、22年度において科目を変更させていただいたことよっての増でございます。

款 13、使用料及び手数料。項 1、使用料。決算額で7,544万7,000円です。対前年比で55.5%の減であります。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、保育料の科目の変更によるものが大きな理由でございます。

続きまして、款 14、国庫支出金。項 1、国庫負担金。決算額で3億1,241

万3,000円です。対前年比で143.2%の増であります。大きな理由といたしまして、子ども手当の負担金で2億2,073万9,000円の増ということで、子ども手当になったということで、増額になっております。

項2、国庫補助金。決算額で10億4,939万3,000円です。対前年比で28.3%の増であります。主なものといたしまして、安全安心な学校づくり交付金1億9,323万8,000円ということで、中学校の建て替え事業の交付金の増であります。それからまちづくり交付金が8,824万9,000円の増であります。

項3、委託金。決算額で1,444万8,000円。8.7%の減であります。衆議院議員選挙の委託金で951万2,000円の減、参議院議員の委託金で813万円の増ということで、8.7%の減というものであります。

款15、県支出金。項1、県負担金。決算額で1億2,374万4,000円。9.8%の増であります。国保の保険基盤安定の負担金825万8,000円の増、それから保育所運営費の負担金で129万5,000円の増というものであります。

項2、県補助金。決算額で9,134万1,000円。対前年比で8.3%の増であります。主なもので、児童クラブの事業費361万8,000円の増であります。

項3、委託金。決算額で4,607万3,000円。対前年比で41.1%の増であります。この内容ですけれども、県知事等の選挙の委託金ということで、1,193万3,000円の増であります。それから国勢調査、5年に一遍行われますけれども、あったということで、586万3,000円の増でございます。

款16、財産収入。項1、財産運用収入。決算額で1,179万6,000円。対前年比で55.8%の減であります。財政調整基金等の利子1,516万7,000円の減であります。減になった理由なんですけれども、利率が若干悪くなっているということと、2年定期とか、そういう定期になっておりますけれども、一昨年満期が多かったということでありまして、この利子が減っているという状況にあります。

それから項2、財産売却収入。決算額で565万6,000円です。対前年比で85%の増ということでありまして、主な内容ですけれども、杉の子幼稚園に建て

替えということで、町が所有していた土地がありまして、これを売却しました。これが275万円ということをございまして、この売払収入の259万8,000円の増の中に入っております。

それから款17、寄附金。項1、寄附金であります。決算額で187万5,000円でございます。ほぼ前年と同額であります。

款18、繰入金。項1、特別会計繰入金。決算額で2,343万円。対前年比で394.6%の増であります。小沼地区財産管理特別会計繰入金が2,320万円の増というものでございまして、これは小沼財産区の会計から、塩野の公民館、それから一里塚の公民館等に繰入れをしたというものでございます。それから基金の繰入金であります。3億7,918万円です。対前年比で37.9%の減であります。大きなものといまして、減債基金の繰入金、これが4,400万円の減であります。中学校の建設基金の繰入金は、これと比しまして2億4,860万円の増というものでございます。

19の繰越金であります。決算額で2億5,841万5,000円。前年と比較いたしまして52.3%の減であります。前年度の繰越金が2億8,380万1,000円の減ということでありまして、決算のいわゆる積立を、その前までしておりませんでした。今回、22年度は決算の積立をしたということでありまして、これだけの金額が減になっているというものでございます。

続きまして款20、諸収入。項1、延滞金及び加算金。711万9,000円。前年比で10.3%の増であります。町税等の延滞金が66万3,000円の増となっております。

項2、町預金利子。決算額で20万9,000円。対前年比で45.1%の減というものでございます。金額で17万2,000円でございます。いわゆる利率が下がっているということでございます。

項3、貸付金元利収入。決算額で2,682万8,000円です。対前年比で4.3%でございます。ほぼ同額でございます。

項4、雑入。決算額1億800万9,000円。対前年比で6.1%の増であります。これにつきましては、福祉空間整備事業地元負担金が1,629万6,000円の増というものでございます。

続きまして款21、町債であります。22年度の決算額で13億8,430万円。

62. 7%の増であります。内容ですけれども、中学校の建設事業債で2億9,120万円の増。それから、臨時財政対策債で1億3,980万円の増でございます。

22年度の歳入の決算で78億9,534万円でございます。

続きまして歳出、3ページをお願いいたします。

款1、議会費。決算額で7,100万2,000円でございます。対前年比で0.8%の減でございます。主な内容ですけれども、議員報酬等の人件費で240万1,000円の増、それから職員の人件費で198万円の減であります。

款2、総務費。項1、総務管理費。決算額で7億285万4,000円でございます。対前年比で0.8%の増ということでありまして、ほぼ同額でございます。

項2、徴税费。決算額で1億2,124万8,000円。対前年比で41.5%の減でございます。主な内容でございますけれども、町税の還付金が1億872万3,000円の減ということございまして、前年に還付金が非常に多かったということで、減になっております。

それから項3、戸籍住民基本台帳費。決算額で3,574万4,000円、対前年比で2.0%ということ、ほぼ同額であります。

項4、選挙費。決算額で2,589万4,000円。対前年比で109.6%の増ございまして、県知事選挙、町長選挙等が増額になっていると、増えている、あったということでございます。

項5、統計調査費。決算額で614万1,000円あります。対前年比で144%の増ということで、5年に一遍の国勢調査があったことによって大きく増えております。

款3、民生費。項1、社会福祉費。決算額で6億5,089万4,000円あります。対前年比で12.4%の増であります。国保特別会計への繰出金で2,328万6,000円の増ということでありまして、人件費、国保の方に持って行った方が交付金等が増えるということで増えている分と、基盤安定化分ということで、この分が増えているというものであります。それから地域介護福祉空間整備事業費で2,113万7,000円の増であります。

項2、児童福祉費。決算額で6億1,091万2,000円。対前年比で32.7%の増であります。増額の理由は、子ども手当が増えて児童手当が減っているということで、子ども手当が大幅に増えたことによって、増えているというものであります。

す。

款4、衛生費。項1、保健衛生費。決算額で1億4,061万円です。対前年比で0.1%の増ということでありまして、ほぼ同額でございます。

項2、清掃費。決算額で2億5,883万3,000円。対前年比で1.3%の減ということ、ほぼ同額であります。

款5、労働費であります。39万5,000円です。対前年比で10.2%の減ということでありまして、小諸職業安定協会への負担金3万5,000円が減というものであります。

款6、農林水産費。項1、農業費。決算額で7,166万3,000円。対前年比で5.2%の減でございます。コンバイン7,434万円の減が主なものでございます。

項2、林業費。決算額で1,175万2,000円。対前年比で0.5%の増ということ、ほぼ同額であります。

項5、農地費。決算額で1億9,334万1,000円。対前年比で0.0%ということ、同じでございます。

続きまして款7、商工費。項1、商工費。決算額で1億211万6,000円、対前年比で5.2%の減であります。主な、大きな理由といたしましては、プレミアム商品券の事業の補助2,297万4,000円が減となりまして、増の方といたしましては、真楽寺の観光地の整備補助ということで、1,785万円の増であります。

款8、土木費。項1、土木管理費。3,991万3,000円。17.1%の増であります。主な理由ですけれども、住宅新築資金の特別会計への繰出金399万円の増というものでございます。

続きまして項2、道路橋梁費。決算額で6億4,441万5,000円。9.8%の増であります。これにつきましては、まちづくり交付金が1億183万6,000円の増となっているものが主な理由であります。

続きまして項3、河川費。決算額で213万4,000円でございます。

続きまして項4、都市計画費。2億2,736万2,000円、11.5%の減であります。主な理由といたしましては、公共下水道の特別会計への繰出金3,768万1,000円の減によるものであります。

次の4ページをお願いいたします。項5、住宅費。決算額で1,160万8,000円。対前年比で11.5%というものでございます。増でございます。臨時職員の賃金が増えているというものであります。

それから款9、消防費。項1、消防費。決算額2億5,818万5,000円。対前年比で1.3%の減というもので、ほぼ同額であります。

款10、教育費。項1、教育総務費。決算額で19億6,054万4,000円。対前年比で134.1%の増であります。中学校の建設工事で4億8,883万7,000円の増、それから共同調理場の建設工事で4億8,931万1,000円の増であります。

項2、小学校費。決算額で1億1,548万8,000円。対前年比で48.5%の減でございます。大きな理由ですけれども、小学校の太陽光発電システムの設置工事、これが6,037万5,000円。小学校校舎の耐震強化工事4,179万円ということで、前年にこういうものがあったということで、これもなくなったということで、大幅な減になっております。

項3、中学校費。決算額6,733万円。対前年比で13.3%の減であります。中学校の建て替え基金の積立金470万円の減、それから校務用のパソコンの購入が510万9,000円の減ということで、こういうものが少なくなっているというものであります。

項4、社会教育費。決算額で1億1,884万8,000円。対前年比で13.4%の減であります。主な理由ですけれども、図書館のコンピュータシステムの購入。これが1,085万7,000円の減というものであります。

項5、保健体育費。決算額7,152万2,000円。対前年比25.6%の減であります。主な理由ですけれども、町営テニスコートの改修工事2,787万8,000円の減。それから町営グラウンドの防球フェンスの設置工事で1,554万円の減というものであります。

それから款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費。1,814万円。それから項2の公共土木施設災害復旧費664万8,000円ということで、それぞれ増となっているわけですけれども、いわゆる災害があったということで、増になっております。

款12、公債費。項1、公債費。決算額で7億9,988万円。対前年比で39.8%

であります。主な理由ですけれども、繰上償還で4億5,387万円の減であります。

続きまして諸支出金、それから予備費については、ございません。

歳出の合計で73億4,599万6,000円であります。

それでは、続きまして決算書のこちらの206ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

実質収支に関する調書ということで、一般会計であります。

歳入の総額78億9,534万円、歳出総額73億4,599万6,000円。差引額ですけれども、5億4,934万4,000円。翌年度へ繰り越すべき財源ということで(2)のところ繰越明許費繰越金1億8万2,000円あります。繰り越した分につきまして一般財源分とそれから既収入の特定財源ということでありまして、一般財源とそれから既に入ってきているお金がありますけれども、これについて繰越をしております。それでこれの繰り越すべき財源の計ということで、同額でございます。実質収支ということでありまして、この実質収支が4億4,926万2,000円あります。それで6で実質収支額のうち、地方自治法233条の2の規定による基金への繰入金ということで、このうち2億5,000万円につきまして決算でいわゆる積立を財政調整基金の方に積立をさせていただくというものでございます。

これで説明は終わるわけですけれども、全体といたしまして決算がうまくいったというふうに考えております。説明につきましては、以上であります。ご審議のほど、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元です。

すみません、87ページをお願いしたいのですが、87ページの児童福祉費、その中で扶助費の中の子ども医療費、こちらの方が2,623万9,160円という金額になっているのですが、これが昨年度22年度、子どもの医療費無料化という

形で、小学校まで所得制限なしで無料化、中学生が所得制限、以前が500万円、夫婦合算の所得が500万円だったのは、それから合計所得の所得税が15万3,000円ということで、変更になって実施されたんですが、その中で3点ほどお伺いしたいのですが、1点目が、前年度比でどのくらい医療費が伸びたかというのが1点。それからその中で年齢拡大された中学生の医療費はどのくらいで何パーセントにあたるのか。それから3点目として、所得制限で外れている中学生の対象人数、その3点を回答お願いします。

○議長（柳澤 治君） 担当課長、お願いします。

土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

ご質問の子ども医療費の増額の関係でございますが、21年度の決算額が2,435万340円ということで、昨年度と比較いたしまして今年の決算額で193万8,820円伸びております。このうち、中学生の医療費がどうかということでございますが、中学生の医療費につきましては、213万3,310円ということで、中学生に適用しても全体としては中学生分だけは伸びていない、小学生以下のものの方で実績は下回ったという状況がございます。いまこれ、計算しましたら、約8%程度かと思えます。

それから所得制限による該当、非該当の関係でございますが、中学生の方の申請者数が446人ございまして、該当者が子どもという形での該当が322名でございます。非該当で障害者あるいはひとり親の方の状況で適用になっている方が49名、完全な非該当者は75名でございます。以上でございます。

○1番（野元三夫君） 終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第11 議案第74号 平成22年度御代田町御代田財産区

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第11 議案第74号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の69ページをお願いいたします。

議案第74号 平成22年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の324ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

歳入・歳出決算書款項別集計表 御代田財産区特別会計。

歳入であります。款1、財産収入。項1、財産運用収入。項2、財産売払収入であります。売払収入についてはございません。

収入済額で758万4,399円です。この内容ですけれども、土地の貸付料といたしまして『ハートピアみよた』、これが700万円、それから雪窓保育園の財産区用地があるわけですけれども、この貸付料が20万円というのが主な内容でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。収入済額で500万円でございます。これは財政調整基金からの繰入金でございます。

款3、繰越金です。収入済額で55万7,383円です。これは前年度からの繰越でございます。

歳入合計で1,314万1,782円でございます。

次のページ、お願いいたします。

続きまして歳出でございます。款1、総務費。項1、総務管理費。支出済額で1,242万8,192円でございます。主な内容といたしまして、財産区有林の管理委託料ということで、8区に50万円ずつということで、400万円。それから財産区有林の下刈り委託料ということで80万円×8老人クラブで640万円というのが主な内容でございます。

支出済額で1,242万8,192円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出の差引残額が713万5,900円でございます。平成23年8月23日同意ということで、御代田財産区管理委員会会長

柳澤忠良ということで、８月２２日の日に同意を受けております。

続きまして決算書の３３４ページをお願いいたします。実質収支に関する調書であります。

歳入の総額が１，３１４万１，０００円。歳出の総額が１，２４２万８，０００円。差引で７１万３，０００円。実質収支で７１万３，０００円でございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第１２ 議案第７５号 平成２２年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第１２ 議案第７５号 平成２２年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の７０ページをお願いいたします。

議案第７５号 平成２２年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の２２０ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書款項別集計表。歳入であります。

款１、財産収入。項１、財産運用収入であります。収入済額で１３万７，４９２円であります。主な内容で、財政調整基金の利子であります。

財産売払収入で、収入済額で２１０万２，６２５円あります。これにつきましては、土地の売払収入ということでありまして、まち交を現在実施しておりまして、

塩野の空堀と行っておりますけれども、そのこのところの代替利用地ということでございまして、これを代替として内堀緑化の方に売却をしたと、財産区用地を、ということで、財産収入がございまして。

続きまして款 2、繰入金。項 1、一般会計繰入金であります。収入済額で 4 2 0 万円であります。これにつきましては、大字塩野 1, 2 7 1 の 6 9 と、7 2 でありまして、1, 4 0 0 m²、先ほど申し上げました土地、空堀のところから旧県道、塩野の方に及ぶ旧県道ございましてけれども、その下のところから工事をやった部分のところまで、財産区有地があったわけですが、これを売却したものでございます。

続きまして項 2 の基金の繰入金。これにつきましては、2, 0 1 0 万円でございます。この 2, 0 1 0 万円につきましては、先ほど申し上げました塩野の公民館、一里塚の公民館への財産区からの繰出ということでありまして、そのための繰入れでございます。

款 2、繰越金。項 1、繰越金。これが前年からの繰越で 2 7 万 8, 4 6 0 円でございます。

歳入合計で 2, 6 8 1 万 8, 5 7 7 円でございます。

次のページをお願いいたします。次のページ、歳出です。

款 1、総務費。項 1、総務管理費であります。支出済額で 2, 6 3 5 万 6, 1 1 2 円でございます。この主な内容ですが、林野管理委託料、それから先ほど申し上げました塩野と、それから一里塚への、公民館への支出、塩野区に 1, 5 5 5 万円、一里塚に 7 7 0 万円というものでございます。

続きまして款 2、予備費でございます。予備費の支出はございません。

歳出合計で 2, 6 3 5 万 6, 1 1 2 円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出の差引残額で 4 6 万 2, 4 6 5 円、平成 2 3 年 8 月 2 2 日同意、小沼地区財産管理委員会委員長 金澤 正ということで、財産区の同意をいただいております。

続きましてこの決算書の 2 3 0 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入の総額で 2, 6 8 1 万 8, 0 0 0 円。歳出の総額で 2, 6 3 5 万 6, 0 0 0 円。差引額で 4 6 万 2, 0 0 0 円。実質収支に

つきましても同額でございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。
す。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午前 11時56分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

理事者側では、尾台清注町民課長、公務出張のため欠席する旨の届出があり、代理に、内堀悦子子ども係長が出席する旨の届出がありました。

―――日程第13 議案第76号 平成22年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第13 議案第76号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の71ページをお願いいたします。

議案第76号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の232ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。款1、項1、国民健康保険税でございますが、収入済額

で3億6,755万4,659円でございます。これは前年と比較いたしまして6.5%の減で、約2,560万円余の減額です。調定額が約2,000万円ほど落ちておりますけれども、収納率では現年で91.5%ということで、前年より2.1ポイント改善することができております。不納欠損額で1,218万364円。これは町内91件、町外44件、計133件分でございます。

次に款2、使用料及び手数料。項1、手数料でございますが、収入済額で28万9,500円。督促手数料でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、収入済額2億8,280万4,572円ということで、療養給付費、介護後期高齢支援関係に係る国の負担分でございます。

項2、国庫補助金でございますが、7,968万2,039円。調整交付金等でございます。

款4、県支出金。項1、県負担金でございますが、収入済額で820万839円ということで、高額医療共同事業負担金等でございます。

項2、県補助金。収入済額で5,619万5,000円でございますが、県の財政調整交付金等でございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございますが、収入済額で1億2,024万9,179円ということで、これは退職者医療の交付金でございます、支払基金から対前年で251%という実績でございます。

款6、項1、前期高齢者交付金。収入済額で2億2,991万9,555円。これは、65歳から74歳の国保加入者に伴う被用者保険からの交付金でございます。

款7、項1、共同事業交付金でございます。収入済額で1億6,243万4,736円ということでございまして、これは30万円から80万円、それから80万円を超える高額の共同事業の交付金であります。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金ですが、8,973万2,385円でございます。一般会計からの事務費と基盤安定のための繰入でございます。

款10、項1、繰越金であります。収入済額で6,146万9,977円で、前年度からの繰越金でございます。

款11、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございますが、242万4,834円、これは延滞金でございます。

項 2、受託事業収入で、収入済額 2 4 万円。これは特定健診の受託に係るもの
あります。

項 3 の雑入。6 8 万 7, 4 1 2 円で、これは第三者納付金でございます。

歳入合計が 1 4 億 6, 1 8 8 万 4, 6 8 7 円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費でございます。支出済額で 6 2 4 万 4, 0 8 1
円。これは需用費、電算委託料等事務費でございます。

項 2、徴税費。4 7 8 万 2, 4 1 1 円で賦課徴収に係る経費でございます。

3 の運営協議会費で 5 万 4, 0 0 0 円。これは委員報酬等でございます。

款 2、保険給付費。項 1、療養諸費。7 億 7, 9 0 5 万 1, 9 0 6 円。療養給付、
療養費等ございまして、対前年で 1. 2 %、1, 0 4 0 万円ほどの減になってご
ざいます。

項 2、高額療養費。9, 4 9 8 万 9, 2 3 3 円ございまして、これは高額に対
する給付でございます。

3、出産育児一時金でございますが、8 3 7 万 3, 9 9 0 円。出産に対する補助
ございまして、2 0 名分でございます。

4、葬祭諸費。5 7 万円でございます。1 9 件分でございます。

それから款 3、後期高齢者支援金等。項 1 も同じ項目でございます。1 億 8, 2 5 5
万 8, 8 8 9 円でございます。

款 4、項 1、前期高齢者納付金でございますが、3 1 万 5, 5 9 8 円。国保加入
者分の負担金でございます。

それから款 5、項 1、老人保健拠出金でございますが、4 1 6 万 6, 0 8 9 円。
国保分の負担金でございます。

それから款 6、項 1、介護納付金でございますが、8, 1 2 5 万 8, 1 7 1 円、
これは介護の第 2 号被保険者の介護保険料分でございます。

款 7、項 1、共同事業拠出金。支出済額で 1 億 6, 0 4 3 万 3, 1 0 6 円。高額
と共同安定事業分の拠出金であります。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費。7 4 2 万 3, 8 7 7 円。これ
は特定健診の委託料等であります。

項 2、保健事業費。2, 6 8 9 万 8, 8 3 3 円。人間ドック等の補助、それから

保健師、管理栄養士の人件費等でございます。

それから10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金でございます。213万5,656円。過年度分精算による国への返還金でございます。

予備費については支出がございまして、歳出合計が13億5,925万5,840円ということでございます。

決算書の258ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が14億6,188万4,000円。支出総額が13億5,925万5,000円。歳入歳出差引額が1億262万8,000円。5の実質収支額が同額でございます。

説明は以上であります。よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第14 議案第77号 平成22年度御代田町老人保健医療

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第14 議案第77号 平成22年度御代田町老人保健医療

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の72ページをお願いいたします。

議案第77号 平成22年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の260ページをお開きください。歳入でございます。

款1、項1、支払基金交付金。27万3,000円。これは給付費の53%相当

分です。

款 2、国庫支出金。項 1、国庫負担金でございますが、1 万 4, 1 0 6 円でございます。給付費の 2 9 %、国の負担分の過年度精算遅れ分でございます。

それから款 5、繰越金。項 1、繰越金で、5, 0 2 5 円。前年度からの繰越金でございます。

款 6、諸収入。項 2、雑入。3 5 万 9 1 8 円。医療機関の過誤による支払基金よりの返納金でございます。

歳入合計で 3 7 万 3 2 2 円という状況でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。7 万 5, 6 0 0 円の支出でございます。これはシステムリース代等でございます。

款 2、医療諸費。項 1、医療諸費。支出済額が 2 万 2, 8 4 2 円ということで、請求遅れ分の給付費でございます。

款 3、諸支出金。項 1、償還金。2 万 5, 5 9 1 円。これは県への返還分でございます。

項 2、繰出金。2 3 万円でございますが、これは、一般会計への戻入でございます。

歳出合計が 3 5 万 4, 0 3 3 円でございます。

2 7 0 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が 3 7 万円。歳出総額が 3 5 万 4, 0 0 0 円。歳入歳出差引額が 1 万 6, 0 0 0 円で、実質収支額も同額の 1 万 6, 0 0 0 円でございます。

説明は以上であります。よろしくご審議のうえ、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第15 議案第78号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第15 議案第78号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の73ページをお願いいたします。

議案第78号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の336ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料。1億6,040万3,090円。前年比で30万円ほどの増額ございまして、現年度分の徴収率で98.95、前年より0.3ポイントほど収納率が低下しております。不納欠損額で165万3,912円ということで、これは23件分でございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。93万7,800円ございまして、これは特定高齢者の予防事業への参加負担金です。約100名分でございます。

それから、款3、使用料及び手数料。項1、手数料。3万8,200円でございますが、これは督促手数料でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。1億5,034万3,000円でございます。これは介護給付費分、施設で15%、在宅で20%でございます。

項2、国庫補助金。6,265万472円ということで、これは調整交付金と地域支援事業、これはサポーター養成事業分を含みます。

それから款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金でございますが、2億4,946万332円ということで、介護給付費の31%相当額でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金で1億1,973万9,363円ございまして、これは介護給付費の県負担分ということで、施設が17.5%、在宅が12.5%という状況でございます。

それから項2、県補助金。433万7,236円ということで、地域支援事業分の補助でございます。

それから款7、財産収入。項1、財産運用収入でございますが、6万1,672円、これは基金利子等でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。1億1,914万2,000円でございますが、これは一般会計からの給付費・予防費の町負担分と事務費でございます。

それから項2、基金繰入金。225万4,362円ということで、これは介護従事者の処遇改善基金からの繰入でございます。

款9、項1、繰越金でございます。1,654万9,650円で、前年度からの繰越金でございます。

款10、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございますが、8万3,600円でございますが、これは延滞金でございます。

項2、サービス収入ということで、271万2,920円でございますが、これは予防プラン作成料でございます。

歳入合計8億8,871万3,697円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務費でございます。1,263万2,113円でございますが、これは総務賦課徴収費、認定調査等に要する経費でございます。

款2、項1、保険給付費ですが、8億1,054万8,616円でございますが、介護それから予防サービスの給付費でございますが、前年比1.27%、1,130万円ほどの減額となっております。

款3、地域支援事業。項1、介護予防事業費でございますが、1,508万613円。これは特定高齢者施策の経費でございます。

項2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、1,752万9,206円でございますが、地域包括支援センターの経費でございます。

款4、基金積立金。項1、基金積立金で5万3,064円。これは利子相当分の積立でございます。

款5、諸支出金。項1、諸支出金でございますが、471万8,749円。国庫支払基金への返還金でございます。

それから款6、生活支援サポーター養成事業費でございますが、項1も同じ項目でございますが、349万2,018円ということで、これは介護サポーター養成事業に要した経費でございますが、これは100%補助でございます。2期生23

名が誕生してございます。

予備費については支出はございませんでした。

歳出合計 8 億 6, 4 0 5 万 4, 4 2 4 円ということでございます。

3 6 2 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 8 億 8, 8 7 1 万 3, 0 0 0 円。歳出総額が 8 億 6, 4 0 5 万 4, 0 0 0 円で、歳入歳出差引額が 2, 4 6 5 万 9, 0 0 0 円でございます。実質収支額も同額でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 1 6 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 1 6 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の 7 4 ページをお願いいたします。

議案第 7 9 号 平成 2 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

決算書の 3 9 0 ページをお開きください。歳入でございます。

款 1、後期高齢者医療保険料。項 1 も同じ項目でございます。6, 4 4 4 万 1 0 0 円でございます。これは 7 5 歳以上の被保険者の保険料で、収納率は現年分におきまして 9 9. 3 7 % でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、手数料でございます。3 万 8, 3 0 0 円で督促手数料でございます。

款 3、繰入金。項 1、一般会計繰入金。2, 6 2 0 万 1, 0 0 0 円でございます。これは事務費、それから基盤安定の繰入、それから人間ドック補助に対する繰入等でございます。

款 4、項 1、繰越金。1 2 9 万 4, 1 0 1 円。前年度からの繰越でございます。

款 5、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料でございますが、2 万 2, 7 0 0 円で延滞金でございます。

項 2、償還金及び還付加算金でございます。1 1 万 9, 2 0 0 円。これは広域連合より還付金と加算金でございます。

それから項 3、雑入でございますが、1 8 8 万 5, 8 2 0 円でございます。特別調整交付金等でございます。

歳入合計で 9, 4 0 0 万 5, 2 2 1 円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費でございますが、1 5 1 万 2, 0 1 8 円。役務費、委託料等でございます。

それから項 2、徴収費でございますが、3 5 万 7, 8 0 4 円。賦課徴収に係る経費でございます。

款 2、項 1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、8, 7 8 4 万 2, 4 1 5 円。広域連合への納付金でございます。

款 3、保健事業費。項 1、健診事業費。9 1 万 8, 0 6 7 円。健診委託料等でございます。

項 2、保健事業費。1 0 9 万円。これは人間ドック補助でございます。

款 4、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金でございますが、1 1 万 9, 2 0 0 円。これは過年度分の保険料還付金と加算金でございます。

予備費については支出ございません。

歳出合計で 9, 1 8 3 万 9, 5 0 4 円でございます。

4 0 4 ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 9, 4 0 0 万 5, 0 0 0 円。歳出総額が 9, 1 8 3 万 9, 0 0 0 円。

歳入歳出差引額で216万5,000円。実質収支額として同額でございます。

説明は以上であります。よろしく審議のうえ、認定賜りますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第17 議案第80号 平成22年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第17 議案第80号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の75ページをお願いいたします。

議案第80号 平成22年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の208ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。歳入。

款1、県支出金。項1、県補助金。収入済額が26万2,000円でございます。償還推進事務費に対する県からの補助金でございます。

款2、繰入金。項1、一般会計繰入金。1,447万5,000円。一般会計からの繰入金でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。収入済額が1万1,216円。平成21年度会計からの繰越でございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入。620万4,655円。現年滞繰合わせました貸付金の元金と利息分の返済金、償還金収入でございます。

歳入の合計といたしまして、2,095万2,871円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款1、土木費。項1、住宅費。支出済額が35万5,718円。こちらは口座振替手数料、切手代、消耗品等の事務費でございます。

款2、公債費。項1、公債費。2,056万5,144円。起債の元利償還金でございます。

歳出合計が2,092万862円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残高が3万2,009円。23年度へ繰越となります。

続きまして218ページをご覧ください。実質収支に関する調書。

歳入総額が2,095万2,000円。歳出総額が2,092万円。歳入歳出差引額が3万2,000円。実質収支額が同額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

決算の数字だとかそういうものについては、当然、私も議選の監査委員ということでございますので、その辺のところはお聞きはしません。

町長の基本的考えについてお聞きをしたいわけでありまして。

町長、共産党時分においては、この御代田町の住宅新築資金特別会計につきましては、一般会計からの繰入金、多すぎる、何する、というような意見が非常に多かったわけでございますけれども、市村千恵子議員、共産党議員の方からも、町長が当選以来、この話はどこへ行ってしまったか、全然話が見えて来ない、がひとつと、それから、町長は前の当選、あるいは今回の町長選挙にも、同和対策事業が復活しそうだ、同和が復活しそうだという話で、住民の危機感をあおり、自分の有利な方向で進めてきたように思うわけでありまして。これからは私たちも、私は、この住宅新築資金について委員会の中で審査をしていくわけでございますけれども、決算

の中で見させていただきますと、一般会計からの繰入金で300何十万もあるということでありま。町長は同和対策事業は完全廃止をいたしました、完全廃止をいたしませんじゃなくて、この前、完全廃止をいたしました、この住宅新築資金特別会計、この事業については、最たる同和対策事業のひとつだと思いますけれども、そのお考えと、この住宅新築資金事業の最終終結をどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 住宅新築資金の問題については、これまでも答弁をさせていただいておりますが、この住宅新築資金というものの実際に貸付事業がどのように行われたかということが、非常に重要な問題だと思っています。それは、住宅に困窮している皆さんへの資金の提供といえますか、そういう点では間違った制度ではないと思いますけれども、しかし、実際にこの貸付の事業がどのように行われてきたのかということ曖昧にするわけにはいきません。

私も、町長になってから、滞納者その他訪問してまいりましたが、しかし、その中で、例えば住宅新築資金を貸し付けているにもかかわらず、それによって得られたはずの住宅がない、また土地がない、つまり、資金は貸し付けたが、住宅も土地もないということはどういうことなのかということですが、しかし、非常に異常な形でこの事業が執行されてきていると。仮にこの事業がその事業の趣旨に添って正しく行われているのであれば、解決の方向はあるというふうに思っています。しかし、この事業はあまりにもその異常な事態、また、訪問した方の中では、この貸付資金を借りる際に、部落解放同盟幹部から、このお金は返さなくてもよいということ言われているとか、それとか貸付を受けた際に、その何パーセントかを上納したというような証言もあります。したがって、この事業がまともな形で実施されてきたのであれば、解決する方法はあるかと思っていますけれども、しかし、これほどの異常な事業については、どのように解決していくかというのは非常に難しい問題だと思っています。それはなぜかと言えば、土地や建物がなければ、差押えもできないということでありま。

私としては、そうした滞納者の訪問した中で、この滞納者の皆さんがあまりにも高齢化している、また、その返却する能力は極めて低いという中で、それは例えば

月々5,000円であっても返済をということで、行っているわけですがけれども、そうしたことから見て、いずれにしても私どもとしては、契約書があり、それに基づいて貸付が行われていますので、いずれにしても、その返済というものをお願いしていくということが現在取り組むべき内容課題だというふうに思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 貸付の経過、そういうものは、私は聞いているわけではございません。そういう状況の中で、町長が言う、同和対策事業は完全に廃止をしました、ですからまだこの特別会計はつながっていくわけですから、当然この事業というものは、その場その場で切れるものは町長は同和対策事業すべてを廃止しましたということですから、補助金だとかいろいろなものについては、もう切って、何もなければなんです。ですけれども、この住宅新築資金特別会計については、継続しているわけなんです。ですから、完全廃止、完全廃止ではなく、この終結を町長はどのように終結をしていきたいか、お聞かせくださいというふうに聞いているんです。ですから、先ほど町長の答弁であれば、お金も払えない、高齢になってきた、かになってきた、ということになれば、なお重大に同和対策事業は必要と考えないわけなんです。住宅新築資金を返せるような行政、温かい行政を差しむかえるのが当然だと思うわけでございます。ですから完全廃止でなく、この住宅新築資金の最終締めくりといいますか、最終的に終わらすのは、どういうお考えであるか、もう一度お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いずれにしても、同和事業の廃止という場合に、同和事業そのものについては実施をしておりません。

私が今取り組んでいるのは、同和事業を過去において実施してきた中で、それがあまりにもでたらめな内容によって事業が行われてきた、そのものについて解決するというのが私の仕事だと思っています。それはこの住宅新築資金の問題もそうですし、それから厚生住宅の問題もあります。こうした問題について、当然、人が住んでいたり、それは人がかかわっていることですので、それを強制的にというわけにはいきません。それぞれの皆さんの理解を得ながら、いずれにしても、残された問題について私としてはその解決するというのが役割かと思っています。以上で

す。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。3回目ですので、まとめに入ってください。

○9番（武井 武君） 3回目になりますから、終わるわけでございますけれども、町長に、確かに先ほど町長も申されました。厚生住宅もあります、何もあります、ということからすると、当然、町長はこの住宅新築資金特別会計あるいは厚生住宅の関係については、同和対策事業であるというふうに理解をしているということで理解をさせていただきます。ですから、同和対策事業は完全廃止ではない、住民の皆さんに向かって大きな声で同和対策事業は進めてまいりますというふうにお伝えをいただきたい、このように思います。

終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第18 議案第81号 平成22年度御代田町簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について――

○議長（柳澤 治君） 日程第18 議案第81号 平成22年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは議案書の76ページをお願いいたします。

議案第81号 平成22年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の290ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額523万5,729円。主なものでございますが、新規加入金38件の、1件当たり13万6,500円でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。7, 363万6, 093円。水道料金の現年と滞繰分でございます。

項 2、手数料。101万1, 300円。閉開栓及び工事の折りの手数料でございます。

款 3、財産収入。項 1、財産運用収入。9万2, 900円。基金の利息でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。455万5, 095円。小沼簡水特別会計からの按分分の繰入でございます。臨時職員ですとか電算など事務費を按分したものでございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。308万2, 430円。平成21年度の会計からの繰越金でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。8万424円。水道料の延滞金でございます。

項 2、雑入。8, 420円。金抜き設計手数料、及び普通預金の利子でございます。

歳入合計が8, 770万2, 391円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。3, 783万4, 789円。主なものでございますが、浅麓水道からの受水費、及び起債の償還費等でございます。

項 2、施設管理費。733万4, 682円。健診委託料ですとか、水質検査の負担金でございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。379万8, 900円。長坂地籍の130m耐震管に布設替えのものでございます。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。1, 319万円。職員人件費、事務費等の按分分でございます。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。2, 060万円。基金積立金の方に積み立てたものでございます。

款 5、予備費。項 1、予備費。支出がございません。

歳出合計で8, 275万8, 371円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額が494万4, 020円でございます。平成23年度へ繰り越します。

続きまして304ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が8,770万2,000円。歳出総額が8,275万8,000円。歳入歳出差引額が494万4,000円。実質収支額が同額でございます。

以上のおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第82号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第19 議案第82号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の77ページをお願いいたします。

議案第82号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の272ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額が1,160万2,500円。主なものでございますが、新規加入金が85円、1件あたりは先ほどと同じく13万6,500円でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。8,838万4,326円。水道料金の現年と滞繰分でございます。

項2、手数料。155万1,400円。閉開栓ですとか水道管工事、給水管工事の手数料でございます。

款 3、財産収入。項 1、財産運用収入。2 1 万 4 2 9 円。基金積立金の利息でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。1, 7 0 9 万 2, 1 0 0 円。一般会計及び御代田簡水からの按分分の繰入金でございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。4 0 8 万 3, 2 8 4 円。平成 2 1 年度からの繰越金でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。1 3 万 7, 9 3 5 円。水道料金の延滞金でございます。

項 2、雑入。5 9 万 4, 6 7 0 円。金抜き設計手数料、及び普通預金の利息でございます。

歳入合計が 1 億 2, 3 6 5 万 6, 6 4 4 円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。5, 9 4 5 万 3, 3 0 8 円。職員人件費ですとか事務費等でございます。

項 2、施設管理費。1, 5 6 6 万 7, 4 7 1 円。健診の委託料ですとか水質検査の負担金でございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。1, 5 9 4 万 9, 5 0 0 円。主なものは、舟ヶ沢地籍の 1 7 8 m 耐震管に布設替えを行いました。それと、中央監視システムを整備いたしました。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。1 6 9 万 3 9 5 円。御代田簡水特別会計へ按分分の繰出でございます。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。2, 5 7 0 万円。基金の方に積み立てたものでございます。

予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計が 1 億 1, 8 4 6 万 6 7 4 円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額が 5 1 9 万 5, 9 7 0 円。平成 2 3 年度会計へ繰越となります。

続きまして 2 8 8 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が 1 億 2, 3 6 5 万 6, 0 0 0 円。歳出総額が 1 億 1, 8 4 6 万円。歳入歳出差引額が 5 1 9 万 5, 0 0 0 円。実質収支額が同額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第83号 平成22年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第20 議案第83号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 続きまして議案書の78ページをお願いいたします。

議案第83号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の306ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表。歳入でございますが、款1、分担金及び負担金。項1、負担金。収入済額が5,809万7,217円。受益者負担金でございます。

続きまして款2、使用料及び手数料。項1、使用料。2億5,631万8,323円。現年及び滞繰分の下水道料金収入でございます。

項2、手数料。23万2,400円。督促手数料でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金。1億4,245万円。2系第4池の施設の整備を行いました。それと、汚泥脱水施設の工事を行いまして、その事業に対する国庫補助金でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。1億8,650万円。一般会計よりの繰入金でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。682万2,545円。平成21年度よりの繰越

金でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。48万2,600円。下水道料金の延滞金でございます。

項2、雑入。786万6,896円。雷の事故がございまして、その保険を掛けておりましたことによります保険金の収入と消費税の還付金収入でございます。

款7、町債。項1、町債。2億1,400万円。施設整備事業債でございます。

歳入合計が8億7,276万9,981円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款1、土木費。項1、都市計画費。4億2,072万6,267円。入でも申し上げましたが、2系第4池等の建設事業費と施設管理委託料等でございます。

款2、公債費。項1、公債費。4億3,535万6,375円。起債の元利の償還金でございます。

款3、予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳入合計が8億5,608万2,642円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出の差引残額が1,668万7,339円でございます。平成23年度へ繰越となります。

続いて322ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額が8億7,276万9,000円。歳出総額が8億5,608万2,000円。歳入歳出の差引額が1,668万7,000円で、実質収支額と同額でございます。

以上とおおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第84号 平成22年度御代田町農業集落排水

事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第21 議案第84号 平成22年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の79ページをお願いいたします。

議案第84号 平成22年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の364ページをご覧ください。

歳入・歳出決算書款項別集計表でございます。歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、分担金。収入済額が92万7,336円。受益者負担金、草越・広戸事業組合からの収入でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。968万8,350円。下水道の使用料でございます。

項2、手数料。1,500円。督促手数料でございます。

款3、繰入金。項1、他会計繰入金。1,723万3,000円。一般会計からの繰入金でございます。

款4、繰越金。項1、繰越金。106万9,957円。平成21年度よりの繰越金でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。2,600円。使用料の延滞金でございます。

歳入合計が2,892万2,743円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款1、農林水産業費。項1、農地費。支出済額が968万1,186円。主なものでございますが、光熱水費ですとか施設管理の委託料でございます。

款2、公債費。項1、公債費。1,698万2,240円。起債の元利償還金でございます。

予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計が2,666万3,426円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残高が225万9,317円。平

成 2 3 年度へ繰越をいたします。

続いて 3 7 6 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 2, 8 9 2 万 2, 0 0 0 円。歳出総額が 2, 6 6 6 万 3, 0 0 0 円。
歳入歳出差引額が 2 2 5 万 9, 0 0 0 円で、実質収支額と同額でございます。

以上のおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 2 議案第 8 5 号 平成 2 2 年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 2 議案第 8 5 号 平成 2 2 年度御代田町個別排水処理
施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 8 0 ページをお願いいたします。

議案第 8 5 号 平成 2 2 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入
歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の 3 7 8 ページをご覧ください。歳入・歳出決算書款項別集計表で
ございます。歳入。

款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。5 2 8 万 3 9 0 円。施設使用料 1 1 1
基分の収入でございます。

項 2、手数料。8 0 0 円。督促手数料でございます。

款 2、繰入金。項 1、他会計繰入金。6 8 8 万 4, 0 0 0 円。一般会計からの繰
入金でございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。5 0 万 9, 6 9 2 円。平成 2 1 年度会計からの繰

越でございます。

諸収入につきましては、収入がございませんでした。

歳入合計が1,267万4,882円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出。

款1、衛生費。項1、清掃費。支出済額が563万8,490円でございます。主なものは施設の管理委託料でございます。

款2、公債費。項1、公債費。593万8,218円。起債の元利償還金でございます。

予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計が1,157万6,708円でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額が109万8,174円。平成23年度へ繰越となります。

続いて388ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が1,267万4,000円。歳出総額が1,157万6,000円。歳入歳出差引額が109万8,000円で、実質収支額と同額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、平成22年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を終わります。

監査委員より、審査意見書が提出されております。

監査委員より、報告を求めます。

泉喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員の泉でございます。

私は、先般の6月で監査委員として4年の任期を終了いたしました。6月の議

会で再任のご同意をいただき、改めて町長より委嘱がございましたので、今しばらく監査委員を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、監査委員を代表いたしまして、平成22年度決算審査の結果をここにご報告させていただきます。

私ども監査委員は、地方自治法第233条第2項の規定によって、町長より審査に付されました平成22年度御代田町一般会計及び12の特別会計の歳入歳出決算審査を実施いたしました。

決算審査意見書は、お手元、定例会資料の81ページから94ページに記載のとおりでございます。決算審査意見書は、第1 審査の概要、第2 審査の結果、第3 決算概況、第4 審査についての所見から構成されております。

第3の決算概況につきましては、先ほど理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただきます、第1、第2、第4について、ご報告させていただきますことをご了承ください。

第1に、審査の概要であります。まず、平成22年度御代田町歳入歳出決算書の対象は、御代田町一般会計及び12の特別会計の歳入歳出決算書であります。なお、これらの決算書に係わる関係帳簿並びに証書類で決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を含んでおります。特別会計の詳細は、お手元の定例会資料94ページの別表に記載してございます。これらの審査対象について、第一次的には、去る7月26日から8月1日までの間、事務局による予備審査を行いました。その後、8月2日から8日まで、私ども、私と武井監査委員による本審査を行いました。この審査にあたりましては、歳入歳出決算書及び同付属書類について、これらの決算書等は法令に準拠して作成されているか、決算書の計数は正確であるか、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率になされているか、歳入歳出に関する事務は、法令に適合し適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合することといたしました。更には、決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ証券類の実査や金融機関への確認も行いました。更に定期監査や例月現金出納検査等の結果もあわせ考慮して、審査したところでございます。

ちなみに、本年は会計管理者の交代もありましたので、決算書の409ページをちょっとご覧いただけますか。決算書の408、409というところに、いろいろ

な財産項目がございます。これら通常は密封して保管してあるんですけども、先ほど申し上げましたように、会計管理者の交代がありましたので、武井監査委員ともども、それぞれ封書を開封して、中身を確認するというところを行っております。また、例月出納検査においては、3月末の借入金残高明細書、これには預金だけでなく、借入金があるかないか、ない場合には0で記載してくれと。それで、また改めて5月の残高明細書も取り寄せ、3月末にあった一時借入金の返済状況についても確認したところでございます。

第2の審査の結果であります。

ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり正確かつ適正であると認めました。即ち、第1に、決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。第2に、予算及び事務の執行状況であります。予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係書類及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。ちなみに先ほど申し上げましたけれども、密封してある封書を開封して、その金額と帳簿上の金額等の照合を行っております。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告でございます。

次に、決算審査を行いました過程での私ども監査委員の全般的な所見を申し述べさせていただきますこととなります。

先日、幹部職員を対象に行いました決算審査講評を援用し、これに代えさせていただきますことをご了承ください。

なお、当所見では、個別の疑問や問題点については、重大な指摘事項ではございませんので、監査、検査、審査の過程で、その都度関係者に注意を喚起いたしましたので、基本的にここでは取り上げてございません。しかし、講評の際に、行政事務においては重大でないミス、いわゆるケアレスミスも許されてはいないのだということを常々認識していただくように、強く要望いたしましたところでございます。

講評の第1、最近の話題について、お話をいたしました。

さて、議員の皆さまご公表のとおり、本日の国政において、野田総理を首班とす

る、いわゆるどじょう内閣が発足いたします。このどじょうの発端は、野田総理が相田みつをの詩集から引用したものであります。この詩集は、週刊ダイヤモンドなる経済関係を専門とするダイヤモンド社の発行であります。

ちなみに、今年のベストセラー書籍は、『もしドラ』という本で、200万部以上売り上げたそうで、現在は250万部を超えているといわれています。この本もダイヤモンド社の出版で、1913年とかいいますから、100年前ですな、の会社設立以来、初めてのミリオンセラーだそうでございます。この小説は、今年になりNHKにアニメ化され、またまた評判になりました。私は当初、1970年以来、多くの子どもたちに夢を与えてきたあのドラえもんの関連図書のこととおっていました。その後、先般亡くなられたピーター・ドラッカーの専門書をベースにした青春小説で、『もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーのマネジメントを読んだら』、という書籍だということを知りました。この『もしドラ』は、NHKのアニメ化に続き、先般映画化もされましたので、意外とお孫さまの方がよく知っていることかもしれません。ちなみに、ドラッカーのこの『マネジメント』という書籍ですけれども、日本では1975年ごろ、35年以上前に翻訳、出版されました。たしか全61章、1,400ページを超える上下巻だったと思いますけれど、当時、私も35歳前後でしたので、まだ厚い本もときどき読んでいましたから、購入しましたけれども、結局は積ん読になった記憶がございます。

さて、2年前の決算審査報告の中で、ドラッカーの組織論の一端に触れましたが、ドラッカーの経営理論は、企業経営のみならず、行政経営にも当てはまる普遍的なものだといわれております。彼のマネジメントには、サブタイトルとして『課題・責任・実践』となっている。決算審査講評の対象者は、いわゆる管理者であります。ドラッカーは言います。「管理者は課題即ち課せられた目標を明確にすることが不可欠であり、目標としての課題に対処するための原理や方法、ツールやスキルを身につけることが求められている。そして、与えられたり、自分で考えた課題を管理者自身が身につけた知識と技術とを結びつけて、成果を上げる責任がある。そして責任遂行のために、絶対不可欠な要素、それは実践だ」と言っております。これらのことは、改めて『もしドラ』を見なくても、管理者の皆さんが日々行ってきた日常業務における「プラン・ドゥ・シー」という管理のサイクル、最近の用語では、「プラン・ドゥ・チェック」、又は「プラン・ドゥ・チェック・アクション」とい

うようですが、大同小異であります。理論は頭の中では理解できても、行動となると、必ずしも理論どおりにはなりません。しかし、為せば成る、為さねば成らぬ何事も、というように、手を拱いていては、課題即ち目標に近づくことはできません。

400年前のイギリスの文豪シェークスピアも『実践は雄弁なり』との名言を残しております。昔から日本の人事評価は、多分に為さざるを可とし、為しての失敗を不可とする傾向がありました。是非、管理者の皆さんには、このような傾向を気にすることなく、町民の負託に応えるべく、日々の業務に前向きに実践していただきたい旨を要望いたしました。

次に、電算システムについてお話しいたしました。

最近の事務処理は、手書き、手計算はほとんどなく、大部分はコンピュータシステムに依存しています。基礎データをインプットすることで、あとは機器の内部がデータ処理を行い、瞬時に予定のアウトプットも出力可能となります。この場合において、データ処理がどのように行われているか、利用者にはわからないのが現実であります。このため、データ処理部分はブラックボックスとも言われております。

このブラックボックスは、コンピュータ言語により事務処理指示として膨大な書込みがなされており、一般人がこれを解読することは現実問題として不可能であります。また、この事務処理指示であるシステムのソフトですが、この書込み内容であるプログラムは、ソフトリース業者による非公開の機密事項になっております。だからといって、手を拱いておいていいとは思いません。現実問題として、町長に限らず長野県下の大部分の市町村が、株式会社電算に全面的に依存しており、いわゆる(株)電算への“おんぶに抱っこ”になっています。一般の上場企業では経済産業省のシステム監査基準に従い、電算システムの信頼性、安全性、効率性の外部監査を受けております。(株)電算も上場企業ですけれども、商品としてのソフトについては、システム監査の対象外であります。これからは、情報システムの監査の必要性は時代の流れでもあります。このためには町単独の枠を超えた広域での対応も含め、何らかの方法で日常的に利用している情報システム、信頼性、安全性、効率性についての点検と対応が欠かせないのではないかと申し上げ、是非とも将来的にはリースソフトの点検制度の確立を目指していただくことをお願いいたしました。

第3に、指定管理者制度に申し述べました。指定管理者制度は、住民の福祉の増進を図るための公の施設について、民間活力の援用により、サービスの向上と予算

の効率的使用に資するために、創設された制度です。とりわけ、平成15年度にこの制度が創設されたことにより、従前の管理委託制度と異なり、いわゆる地域住民で構成する自治会などの地縁団体への委託も可能となりました。このため、当町でも、いわゆる公民館等について議会の議決を得て、各区を指定管理者に指名し、その管理運営をお願いしているところでもあります。この指定管理者制度は、公の施設の増加と自治体職員の定員管理の強化から、今後も増加する傾向にあります。しかし、指定管理者に管理運営を委託したからといって、自治体自身に管理責任がなくなるわけではありません。このことは、地方自治法244条の2第7項において、指定管理者は年度終了後管理業務に関する事業報告書を、当該自治体に提出しなければならない旨を定めております。しかし、当町では、この事業報告書の提出義務を免除しています。このような事業報告書の提出義務免除で、指定管理者を管理監督できるのか、疑念を持たざるを得ません。ちなみに、当町の指定管理者の指定手続に関する条例第7条では、次のように規定しております。

第7条 指定管理者は毎年度終了後、30日以内に指定を受けた公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの管理の事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、指定管理者が公共団体又は公共的団体、地縁団体のことですね、であり、町長が認めた場合は、この限りではない。このような規定がございます。

この規定の中に、ただし、ただしと2つあるんですけれども、この後ろの方の但書でもって事業報告書の提出を免除しているようでもあります。しかし、これについては、次のような懸念があります。1番目は、法律で提出を義務づけているものを、条例で義務を免除していいのか。2番目は、町長が認めるという手続を、正当にとっているか。3番目は、公文の書き方から同一条項に2つの但書を設けることは、意味不明になりますので、一般的にこのような条文の書き方はいたしません。つまり、後段の2番目の但書は、1番目の但書の例外ということになると、いわゆる途中でもって指定管理者を解除されたという場合には、免除してあげますよというような文脈になってしまうということでございます。ちなみに、本則、通常るときも、免除するという意味で書きたかったらば、これは2番目の但書を第1の但書を含む

本文に関係させるために、第2の但書はやめて、第2項を設けて、前項の場合にあって指定管理者が公共団体又は公共的団体であり、町長が認めた場合は、この限りでないと、このような法文にするべきであります。

ちなみに、佐久市、小諸市、軽井沢町の条例には、この免除を認める但書部分即ち事業報告書提出義務免除規定はございません。本条に限らず、モデル条例を当町の現状に合ったように変更することは大切なことですが、その場合にも、法律に違反していないか、条例の書き方として問題はないか等、十分な配慮を管理者の皆さんに要請いたしました。

次いで申し上げるのは、公金外現金の取扱いです。

町の公金については、会計管理者が統一的に取り扱うことになっております。この公金以外に職員が保管・管理する現金預金があります。本来は外部の団体等が管理すべき現金ですが、当該団体等が人格なき社団等で管理能力がないため、関係課職員等が管理している、いわゆる公金外現金と言われるものがこれです。

地方自治法や町の財務附則では、公金についての規定は多々ありますが、公金外現金の取扱いについての定めはありません。しかし、当町に限らず、職員による公金外現金の取扱いが特段の根拠もなく実践されているのが現実であります。この公金外現金の取扱いを一律に指定することは、現実的ではありません。しかし、そのためには、公金外現金取扱い基準のような内規を定め、公金外現金を取り扱うことの位置づけを明確にすることが必要ではないでしょうか。とりわけ、補助金支給窓口としての担当課が、当該補助金の保管・管理をしている場合には、特に厳しい内部牽制システムが必要ではないでしょうか。ちなみに、新聞報道等で話題になる給食費等の使い込みは、現金の取扱い者の預金引出し印をも保有しているワンマン体制とも言うべき総合チェック不存在による事例であります。同一課での管理の場合には、記録と現物保管を別人に担任するよう、管理者の皆さまには今後の対応を強く要望したところでございます。

講評の最後に、ケアレスミスの実例を2例紹介し、単純ミスの撲滅を目指していただくよう管理者の皆さまに要請した旨を先ほど申し上げました。私の所感は、多分に抽象化していますが、監査の過程においては、個別の問題を申し上げ、これまでに改善していただいた事項も少なくありません。我々の監査の目的は、過ちを指摘することにあるのではなく、同じ過ちを繰り返させないことにあるのではないかと

と考えるからであります。しかし、行政実務において、内容がわかればよいとか、金額が少額だから、あるいは町民のためになるのだからというような理由で、ケアレスミスが許されることはありません。

なお、監査・検査の審査の過程におけるケアレスミスの事例発見は、試査という関係書類の一部をチェックした結果であり、精密検査というすべての書類をチェックした結果でないことも留意していただいたところであります。

以上の講評に加え、財政の健全化に関し、ひと言申し上げました。

平成22年度の財政健全化の指数は、中学校建設に関連した大型支出がありましたものの、関係者による歳入の確保、歳出削減努力もあり、特段の問題数値を示すことはありませんでした。2年前の決算審査の意見でも申し上げましたが、町民税の税収は、前年課税を基本としております。当町にある大手企業の最近の決算申告書、平成23年度3月期決算では、市場環境の改善により、売上げが増加し、利益も大幅に増加したとのことであります。しかし、東日本大震災や最近の極端な円高傾向と株安による影響は、一定のタイムラグをもって、今後当町の財政へも影響を与えることが考えられます。今後とも、地方自治法第2条第14項の、最少の経費で最大の効果を上げるという命題を心に刻み、事務の執行をされんことを切に要望し、決算審査の講評を終了したところでございます。

以上が、決算審査講評を援用しての監査委員の決算審査についての所感であります。我々監査委員といたしましては、今後も事後的、間接的ではありますが、行政事務の正確性と効率向上に寄与するよう努める所存であります。議員の皆さまにおかれましては、予算、条例等の審査を通じて、事前のチェック機能を発揮していただき、監査委員監査とあいまって、もって町民の期待と負託に応えるよう念願し、監査委員の平成22年度決算審査報告を終了させていただく次第であります。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後2時58分）

（休 憩）

（午後3時12分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第23 議案第86号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第23 議案第86号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の95ページをお願いいたします。

議案第86号 平成23年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ4億4,230万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ7億9,980万4,000円とします。

歳入歳出予算については、第1項の歳入歳出予算の補正によります。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、第2表地方債補正によります。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正。これにつきましては、資料番号2をお出しいただきたいと思います。こちらの方で概略、ご説明を申し上げます。

款9、地方特例交付金。補正額ですけれども、446万円の減でございます。特例交付金でこの金額が減となっているということでありまして、公務員関係の子ども手当の減額でございます。

続きまして款10、地方交付税であります。補正額1億6,534万7,000円の増額の補正であります。理由ですけれども、個人住民税の減、それから国勢調査、人口が増加したということで、増えております。

款14、国庫支出金。項2、国庫補助金。補正額で2,329万5,000円の増額の補正であります。まちづくり交付金事業の増額であります。

款15、県支出金。項2、県補助金。補正額で118万2,000円の増額の補正であります。主なもので森林整備地域活動支援交付金で113万5,000円の増であります。

続きまして款19、繰越金であります。補正額で1億926万2,000円の増であります。

続きまして款20、諸収入。項4、雑入であります。補正額で200万円。地域介護空間整備の向原の負担金200万円の増でございます。

款21、町債であります。補正額で1億4,540万円。臨時財政対策債で1億650万円。これは全体の交付税総額等から算出したしまして、増額になったものであります。続きましてまちづくり交付金事業債で3,890万円の増額の補正であります。

歳入合計で4億4,230万8,000円であります。

次のページ、2ページをお願いいたします。歳出であります。

款3、民生費。項1、社会福祉費。補正額で585万6,000円の増額の補正であります。先ほど申し上げました地域介護空間整備等の事業経費ということで、200万円の増額の補正であります。

款4、衛生費。項1、保健衛生費。補正額で100万3,000円の増額の補正でございます。主なもので日本脳炎のワクチンで386万4,000円の増額の補正でございます。

款6、農林水産業費。項1、農業費。補正額で110万1,000円でございます。主な内容で、そばの耕作者の補助金で93万6,000円です。

項2、林業費。補正額で151万2,000円の増額の補正であります。森林整備地域活動支援金交付金で151万2,000円。単価の増により増額するものであります。

続きまして項3、農地費。補正額で1,525万円です。内容は、まちづくり交付金事業1,350万円の増であります。

款7、商工費であります。補正額で200万円。龍の舞保存会活動費補助金170万円。それから備品の購入費ということで、宝珠の玉30万円ということでござい

まして、龍の舞保存会の龍が壊れたということで、壊れたといひますか、長い間使っていて壊れてきているということで、龍の舞保存会の皆さんが自分で補修をするという内容の170万円の補助金と、それから玉がもうダメであるということで、これをつくるということで、備品購入費で30万円であります。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。補正額で2億4,015万7,000円であります。まちづくり交付金事業2億3,498万7,000円あります。これにつきましては、9の消防費のところ緊急告知システムの工事ということでマイナスの2億193万6,000円ということで、入札をした結果、これだけ減額になったということでありまして、先の議会で、ではこれをどうするんだというお話がありまして、他の交付金事業に充てていきたいということでありました。そういうことの中で、全体の事業等を精査した結果、この交付金事業を増額をさせていただきました。ですから、若干増額にはなっております。

続きまして項4、都市計画費であります。補正額で780万円の減額の補正であります。住宅リフォーム補助ということで、1,000万円、20万円×50戸分であります。それから公共下水道特別会計への繰出金2,000万円の減ということでありまして、下水道の負担金の増ということによりまして、繰出金を2,000万円減額したという内容でございます。

款9の消防費であります。補正額で1億7,358万7,000円の減額の補正でございます。先ほどご説明を申し上げたとおりでございます。

教育費につきましては、少額でございますので、割愛をさせていただきまして、次、3ページをお願いしたいと思います。14の予備費ですけれども、補正額で3億5,406万6,000円でありまして、計で4億132万6,000円という予備費になります。この予備費ですけれども、今後ですけれども当町が今抱えておりますごみの焼却施設、それから庁舎の耐震診断等によりまして、庁舎をどうするかということで、今検討委員会をつくって議会の皆さんと検討しているわけですが、それを補修をするのか、建て替えをするのか、現在検討しているというところでありまして、それらの結果、検討結果等をもちまして、この予備費につきましては、3月に基金等を設置したり、それから他の基金等についても設立目的が達せられているものもございまして、総合的に整理をさせていただくという意味で、今回予備費にこの金額を留保させていただいてあります。

続きまして予算書の5ページにお戻りいただきたいと思います。第2表地方債補正。変更。記載の目的、まちづくり交付金事業。補正前の額で9億5,680万円です。記載の方法、利率、それから償還の方法等は従前と同じでございます。補正後ということで、9億9,570万円。3,890万円の増であります。

続きまして臨時財政対策債。補正前の額で2億5,000万円です。

補正後の額で3億5,650万円ということで、1億650万円の増額の補正でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（11番 市村千恵子君 登壇）

○11番（市村千恵子君） 11番、市村千恵子です。

2点ほどお聞きいたします。

まずはページ15ページなんですけれども、15ページの款、農林水産業費です。その中の3の農業振興費の説明欄のところの、そば耕作者補助金93万6,000円の増額という説明がございました。非常にそば耕作者への補助金というのが私の豊昇の近くでもかなり作付面積が増えてきているなというふう実感して、本当にこの補助金というものが、非常にこの、そばを耕作するにあたって援護しているのか、とてもいい制度だと思うんですが、この93万6,000円増額になると、大体この23年度はどのくらい増えてきているのか。それからその、そば全体の作付けの量はどうなっているのか、その点についてお願いいたします。

もう1点が、17ページです。17ページの款8、土木費であります。3のまちづくり交付金事業の中で、説明欄の中に交付金事業、非常に大きい2億3,498万7,000円というのが上がっているんですが、これは、いよいよ八十二銀行のところの栄橋の改良が行われるのかと思うわけですが、今後の工事日程はどのようになっているのか、その点についてお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 清水産業経済課長。

(産業経済課長 清水成信君 登壇)

○産業経済課長(清水成信君) それでは、1点目のおそばの耕作者補助金について申し上げます。おそばの関係、遊休荒廃農地の解消等も含めた中で、数年前から推進をしているところでございます。当初予算見込みの中では、作付面積が20ヘクタール、それから収穫量では1万5,600キログラムということで見込んでおりました。しかしながら、今年度から本格実施されてきておりますところの国の政策でありますけれども、農業者個別者所得保障制度ということで、昨年度から始まっています、22年度は水田作付けのそばが対象でしたけれども、今年23年度からは畑に作付けしたそばも対象となるというようなことで、実際には作付けする生産者といえますか、農家の方が非常に増えております。そういった中で集計を試みたところ、当初見込みと比べまして作付面積で6ヘクタール、それから収穫量、見込みですけれども、約4,680キログラムぐらい増加するという見込みとなりましたので、今回、そば耕作者補助ということで1キログラム当たり200円の単価なんですけれども、それに先ほど言いました4,680キログラムをかけた93万6,000円ということで、増額の補正をお願いしたところであります。

ただ、現在作付けの状況とも見ている中では、順調に生育はしているというところなんですけれども、ただ、水田については8月初旬ごろのはしり時期にちょっと雨が続けていた、そういった影響で一部発芽率が悪いというような圃場もありまして、若干、収穫量への影響もあるのかなというところで、ちょっと懸念している部分もあります。以上です。

○議長(柳澤 治君) 荻原建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) それでは2点目のご質問に対してお答えをいたします。

まず、答弁に先立ちまして、議長に説明資料の配付についてご許可をお願いいたします。

○議長(柳澤 治君) はい、どうぞ。

(資料配付)

○建設課長(荻原 浩君) それでは初めに、まちづくり交付金事業の2億3,498万7,000円の増額補正のお願いですが、主な理由につきましては、先ほど来企画財政課長からの説明にもございましたが、補正予算書でいいますと19ページ下段

にあります、緊急告知システム整備工事の入札差金による減額分を、ただいま配付いたしました箇所図の青くマークした11カ所の新規追加事業に充てたいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、栄橋の架け替えの件につきましては、昨年度からしなの鉄道との協議の中で、一括委託をずっとお願いしてまいりましたが、土木工事は、橋梁の部分の土木工事は町で施工してほしい、電気設備は分離して受託したいと、今年度に入って突然のそういった申し入れがございました。鉄道交差の橋梁工事につきましては、列車運行の保安の観点から、これまで長野県下におきましても自治体施工の例がございません。県の都市計画課とも協議しながら、なんとか一括委託のお願いを続けてきたわけですが、現時点におきましては、土木工事の積算業務についてはなんとか町で実施してほしいと、しなの鉄道側から言われているところでございます。そこで、建設工事委託料といたしまして、250万円の部分を設計管理委託料に組みかえということをお願いをしているところでございます。

今後の栄橋の工事日程につきましては、このたびの補正予算をお認めいただいた後に、しなの鉄道と協定を締結し、積算業務からまず発注していきたいと考えております。積算業務自体も、一般の土木工事と異なり、鉄道独特のものであります。しなの鉄道と随時協議しながら、積算業務を進めていかなければなりません。年度内着工は非常に微妙な状況になってきておりますが、栄橋の架け替えにつきましては、この補正前の事業費の中に予算化をお願いしてございますので、担当課、建設課といたしましては、早期着工を目指していきたいというふうに、なるべくその積算業務を早く、しなの鉄道との協議にもよるんですけど、早く済ませて年度内に早期着工を目指したいと考えております。着工が済めば約2年間ぐらいの工期で完成を目指すという工期を予定しております。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 市村千恵子議員。

○11番（市村千恵子君） では、今の内容についてというのは、このまちづくり交付金の工事費全体というのは、この今配付された青い部分の道路改良ということの理解でよろしいですね、わかりました。以上です。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第24 議案第87号 平成23年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第24 議案第87号 平成23年度御代田町御代田財産区
特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の96ページをお願いをいたします。

議案第87号 平成23年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いをいたします。

平成23年度御代田町の御代田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,338万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成23年8月22日同意

御代田財産区管理委員会会長 柳澤忠良

2ページをお願いをいたします。第1表歳入歳出予算補正。歳入。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。補正額で70万円の減額であります。

款3、繰越金。項1、繰越金で補正額で71万2,000円の増額の補正であります。この内容ですけれども、決算により繰越金が71万2,000円の増額の補正となったため、基金の繰入金70万円を減額補正をした内容でございます。

次の3ページをお願いをいたします。歳出であります。

款2、予備費であります。補正額で1万2,000円の増額の補正であります。歳入歳出、この1万2,000円の予備費で調整をさせていただいたものでござい

ます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第25 議案第88号 平成23年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第25 議案第88号 平成23年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の97ページをお願いをいたします。

議案第88号 平成23年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いをいたします。

平成23年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ3万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ368万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成23年8月22日同意

小沼地区財産管理委員会委員長 金澤 正

2 ページをお願いをいたします。第 1 表歳入歳出予算補正。歳入。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。補正額 50 万円の減額の補正であります。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。46 万円の増額の補正であります。

歳入合計で 3 万 9,000 円の減額の補正になります。

決算により、繰越金 46 万 1,000 円の増額補正をすることにより、基金繰入金 50 万円を減額補正するものでございます。

次の 3 ページをお願いをいたします。歳出であります。

款 2、予備費。項 1、予備費であります。補正額で 3 万 9,000 円の減額の補正であります。予備費 3 万 9,000 円の減額の補正をすることにより、歳入歳出の調整をさせていただきました。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほど、をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 26 議案第 89 号 平成 23 年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 26 議案第 89 号 平成 23 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の 98 ページをお願いいたします。

議案第 89 号 平成 23 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

平成23年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1億472万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ15億8,436万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。

款3、国庫支出金。項2、国庫補助金。既定額に400万円を増額するものでございまして、保健師・栄養士分の人件費等が、保健事業として採択されましての増額でございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございますが、既定額に2,723万1,000円を増額するもので、退職者医療の交付金の確定によるものであります。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に186万1,000円を増額するもので、給料を特会の方に位置づけましたので、補助金の不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

款10、項1、繰越金。既定額に7,162万8,000円を増額するものです。前年度繰越金の確定によります。

歳入合計、既定額に1億472万円を増額し、15億8,436万2,000円とするものであります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、保険給付費。項1、療養給付費。こちらにつきましては、財源変更でございます。

款6、介護納付金。項1、同じ項目でございますが、既定額に90万3,000円の増額でございます。納付額が確定したことによる不足額をお願いするものであります。

款8、保健事業費。項2も同じ項目でございますが、既定額に586万1,000円を増額するもので、人件費分でございます。

款9、基金積立金。項1、同じでございます。既定額に4,000万円を増額す

るものでございまして、この積立により、基金合計が約1億1,000万円余になります。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金でございますが、2,178万9,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、平成22年度の超過交付分が確定いたしまして、国庫への返還に不足が生じたための補正でございます。

予備費で、予備費に3,616万7,000円を置くことで、歳入歳出を調整させていただきました。

歳出合計が、既定額に1億472万円を増額いたしまして、15億8,436万2,000円とするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第27 議案第90号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第27 議案第90号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の99ページをお願いいたします。

議案第90号 平成23年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてをご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に

定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ1,718万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億4,186万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料。既定額から4万9,000円を減額するものでございまして、本算定が終了しての収入見込みを調整させていただいたものでございます。

款4、国庫支出金。項2、国庫補助金。既定額から48万円を減額するものでございまして、サポーターが100%補助の県費対象となったために、国庫補助事業で予定していた分を減額するものであります。

款6、県支出金。項2、県補助金。既定額に322万3,000円を増額するものでございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から17万1,000円を減額するもので、これについても国庫補助の町負担分を減額という状況でございます。

款9、項1、繰越金でございますが、既定額に1,465万9,000円を増額するもので、前年度からの繰越金の確定によるものです。

歳入合計で、既定額に1,718万2,000円を増額いたしまして、9億4,186万円とするものであります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、同じ項目でございますが、既定額に60万円を増額するものでございまして、地域支え合い態勢づくり補助金、これも100%補助でございますが、これを得まして、認知症ネットワークの先進地視察を行うための旅費を計上させていただきました。

款2、保険給付費。項1、同じ項目でございます。こちらは財源変更でございます。

款3、地域支援事業費。項1、介護予防事業費。既定額に9,000円を増額で

ございます。これは、栄養教室の賄い材料費の不足分を計上させていただきました。

項2、包括的支援事業・任意事業でございますが、既定額に20万円の増額補正でございます。認知症相談窓口を開設するに伴う医師への謝金でございます。

款5、諸支出金。項1、同じ項目でございますが、823万4,000円の増額でございますが、これにつきましては、22年度の国負担超過分を返還するものであります。

款6、生活介護支援サポーター養成事業。項1、同じ項目でございます。既定額に150万7,000円を増額するものでございます。

款7、予備費でございますが、こちらに663万2,000円を増額することで、歳入歳出を調整させていただきました。

歳出合計、1,718万2,000円の増額で、9億4,186万円とするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（1番 野元三夫君 登壇）

○1番（野元三夫君） 議席番号1番、野元です。

3ページの6番、生活介護支援サポーター養成事業費、こちらの方が150万7,000円増加になっているんですが、たしか今年度で第3期目です。よろしかったでしたっけ。150万円ということは、新たにどんなような、元気のあるまちづくりを進めている町としては、こういう事業、本当にどんどん拡大してもらいたいとは思いますが、どういう新しい事業等をお考えになっているのか、教えてください。

○議長（柳澤 治君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

新たに生活介護支援サポーター養成事業ということで、150万7,000円を追加させていただいたんですが、当初は任意事業ということで、国の補助で行う予定でしたけれども、県の100%補助の申請を併せてしてありまして、こちらが本

決まりになりましたので、少し備品等だとか、こういったものも購入するというようなことで、主なものとしたしましては、臨時職員賃金に69万3,000円、これは特別新たに雇用するわけではなくて、このサポーター養成講座の中で賃金を位置づける、従来の職員の賃金を位置づけるものであります。それから、介護講演会の講師謝金として、著名な方も呼びたいということで、こちらに20万円。それから先進地の視察関係で17万円。そのほかに事業に必要な消耗品ということで、寸劇用の物品ですとか、講座で使用するスクリーン等の購入に30万円を増額ということで、新規計上させていただいております。

補足ですが、事業費総額で271万円について23年7月14日付で長野県の地域支え合い態勢づくり補助金の交付決定をいただいているということで、このほかにも80万円ほどの金額が来ております。以上でございます。

○1番（野元三夫君） はい、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第28 議案第91号 平成23年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第28 議案第91号 平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の100ページをお願いいたします。

議案第91号 平成23年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ216万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,814万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款4、項1、繰越金。214万6,000円を増額するもので、繰越金の確定によるものです。

歳入合計は、既定額に216万4,000円を増額いたしまして、9,814万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、既定額に91万7,000円を増額するもので、こちらは出納整理期間中におさまった過年度分の保険料でございます。

予備費に124万7,000円を増額させていただきまして、調整をさせていただいております。

歳出合計で、216万4,000円を増額し、9,814万円とするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第29 議案第92号 平成23年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長(柳澤 治君) 日程第29 議案第92号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の101ページをお願いいたします。

議案第92号 平成23年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ494万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,364万6,000円とする。款項の区分につきましては、次のページをお願いいたします。

歳入ですが、款5、繰越金。項1、繰越金。既定額に対しまして494万3,000円の増額をお願いいたします。平成22年度の繰越金の確定によるものでございます。

合計額も同額となっております。

次の3ページでございます。歳出。

款1、経営管理費。項2、施設管理費。既定額に390万円の増額をお願いいたします。こちらにつきましては、主なものは西軽井沢PCタンクの電磁流量計ですが、33年間頑張ってまいりましたが、いよいよ不具合が多くなってまいりましたので、交換、修繕を考えております。

続きまして款5、予備費。項1、予備費。104万3,000円でございますが、こちらは歳入歳出の調整によるものでございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長(柳澤 治君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案提案中でございますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

―――日程第30 議案第93号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第30 議案第93号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の102ページをお願いいたします。

議案第93号 平成23年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ519万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億2,715万4,000円とする。

款項の区分等につきましては、次の2ページをお願いいたします。歳入です。

款5、繰越金。項1、繰越金。既定額に519万4,000円の増額をお願いいたします。平成22年度からの繰越金の確定によるものでございます。

合計額も同額となっております。

次の3ページでございますが、歳出。

款1、経営管理費。項2、施設管理費。既定額に66万8,000円の増額をお願いいたします。主なものでございますが、放射性物質の3ヶ月ごとの検査手数料などの増額によるものでございます。

款5、予備費。項1、予備費。既定額に452万6,000円の増額をお願いいたします。歳入歳出の調整によるものでございます。

歳出の合計が519万4,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第31 議案第94号 平成23年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第31 議案第94号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の103ページをお願いいたします。

議案第94号 平成23年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ568万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ6億4,685万円とする。

款項の区分につきましては、次の2ページをご覧ください。歳入です。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額に1,000万円の増額をお願いいたします。受益者負担金の見込み増によるものでございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額より2,000万円の減額をお願いいたします。款1の負担金と次の款5の繰越金の増額について、他会計、一般会計からの繰入金の減で調整するものでございます。

款5の繰越金。項1、繰越金につきましては、既定額に1,568万7,000

円の増額をお願いいたします。

歳入合計といたしまして、５６８万７，０００円の増額をお願いいたします。

続きまして次のページ、歳出でございます。

款１、土木費。項１、都市計画費。既定額に１２０万円の増額をお願いいたします。受益者負担金の全納補償金の件数が増えてまいりまして、見込みによる増額でございます。

款２、公債費。項１、公債費。こちらは財源変更でございます。

款３、予備費。項１、予備費。既定額に４４８万７，０００円の増額をお願いいたします。こちらは歳入歳出の調整によるものでございます。

歳出の合計といたしまして、既定額に５６８万７，０００円の増額をお願いいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第３２ 平成２２年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足

比率の報告について――

○議長（柳澤 治君） 日程第３２ 平成２２年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の１０４ページをお願いをいたします。

平成２２年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告をします。

次のページをお願いいたします。

平成22年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を次のとおり報告をいたします。

まず、実質赤字比率ですけれども、この表の見方なんですけれども、黒字のため、黒字のものについては、数値なしということで、横棒になっております。それから、その下の括弧内ですけれども、これは当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載ということで、これ以下であればいいということでもあります。

まず、実質赤字比率であります。実質赤字比率につきましては、標準的な財政規模に対する一般会計等における実質赤字の割合で、当町では赤字がないため、数値なしとなっております。

続きまして連結実質赤字比率であります。これにつきましては、標準的な財政規模に対するすべての会計における実質赤字の割合で、実質赤字比率と同様に、当町では赤字額がないため、数値なしとなっております。

続きまして実質公債費比率であります。これについては、8.2%というものであります。内容ですけれども、標準的な財政規模に対する一般会計等が負担する借金の返済等の割合であります。これは3カ年平均で計算がされます。本年は8.2ということでありまして、前年は9.4ということになっておりまして、1.2ポイント改善がされております。この改善された理由ですけれども、過去の借り入れに対する償還のピークが過ぎたこと、及び平成21年度に実施をいたしました繰上償還等によるものでございます。

続きまして、将来負担比率であります。これにつきましては、標準的な財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の割合で、当町では将来負担額に対しまして財政調整基金等の基金残額などの、いわゆる充当財源が上回るため、数値なしとなっております。ということで、将来に対して返すべきお金に対して、基金があるということの中で、充当が十分にできるということで、数値なしということでもあります。

続きまして公営企業会計に係る資金不足比率であります。これにつきましても、資金不足が生じないため、数値なしということになっております。

報告については以上でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、報告を終わります。

監査委員より財政健全化審査意見書が提出されております。監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉 喜久男君） 監査委員を代表して、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化法第3条と審査意見であります。なお、第3条関係の意見書は、お手元の本日の定例会資料106ページに記載してございます。

私と議会選出の武井監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。

健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が、法令に準拠して適正に作成されているか、また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は、正確なものであるかに主眼を置いて、財政健全化審査を行いました。

次に、審査の結果であります。

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。

個別に申し上げますと、平成22年度の御代田町の一般会計に健全化法による特別会計の一部を加算した、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は計上されておられません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、即ち一般会計等の実質赤字額と、標準財政規模との関係比率である実質赤字比率、連結赤字比率、これらはいずれも分子となる赤字数値がありませんので、算出されておられません。

次に、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数、当町では8.2であります。財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%であり、問題はないものと判断でき

ます。なお、起債許可基準は18%ですので、この面からも問題はございません。

更に、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、即ち将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります将来負担比率も、分子となる将来負担額が、数値が算定されておられません。なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は350%ですので、この面でも問題もございません。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見であります。

次に、財政健全化法第22条に定める、公営企業の資金不足について申し上げます。

なお、22条関係の意見書は、お手元資料の最終のページ、107ページに記載されております。

さて、審査にあたりましては、第3条の健全化判断比率の審査に準じて所要の審査手続を実施いたしました。その結果、平成22年度決算に基づく水道事業や下水道事業等5つの関係公営企業は、いずれも資金収支に問題はなく、資金不足が生じておりません。このため、法令に基づき算定される事業の規模に対する資金不足比率につきましては、算定されてございませんでした。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、是正・改善を要すると指摘すべき事項はございませんでした。

なお、ただいま申し上げました審査意見は、私と武井監査委員が、健全化法に定める合議により決定したものでありますことを、念の為申し添え、報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（柳澤 治君） 以上で、監査委員からの報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成22年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第94号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第33 請願第6号 消費税増税に反対する請願について―――

―――日程第34 請願第7号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願

について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第33 請願第6号 消費税増税に反対する請願について、
日程第34 請願第7号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願についてま
では、今定例会に提出され、受理いたしました。

お手元に配付してあります請願付託表のとおり、会議規則第92条の規定によ
り、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時15分